

神奈川県障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業

令和2年度
湘南西部障害保健福祉圏域
地域生活ナビゲーションセンター
(かながわ湘南西障福ナビ)
活動報告書



令和3年4月

社会福祉法人常成福社会
丹沢自律生活センター総合相談室

目 次

はじめに	・・・ p 1
I 湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業 の全体像	・・・ p 1
II 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会開催報告	・・・ p3
III 湘南西部圏域相談支援ネットワーク活動報告	・・・ p19
IV 湘南西部圏域重症心身障害児者及び 医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク活動報告	・・・ p30
V 自立支援協議会、部会等への参加状況について	・・・ p39
資料編	・・・ p40

はじめに

平成 18 年 10 月より、神奈川県では障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業により、「重層的な相談支援体制の構築」、「広域のかつ専門的な支援を行うことにより障害者の福祉の増進を図る」ことを目指し、県内の 5 圏域（横須賀三浦・県央・湘南東部・湘南西部・県西）に地域生活ナビゲーションセンターを設置しています。

本報告書は、丹沢自律生活センター総合相談室が本事業を受託し、湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター（愛称は『かながわ湘南西障福ナビ』）として活動を開始した平成 21 年度から毎年発行しています。本報告書を通じて圏域内の各地域と連携して取り組んだ成果と課題を確認いただき、地域における次の取り組みへ繋げるための資料として活用いただければ幸いです。

本報告書に記された新型コロナウイルス感染症に関連する内容は、その時点での知見や体制に基づくものであり、本報告書が発行される令和 3 年 4 月現在で既に内容が古く現状にそぐわないものが含まれているため、それを念頭にご覧ください。

1. 湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業の全体像

湘南西部障害保健福祉圏域においては、「湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業委託仕様書」、「湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱」、「令和 2 年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業 事業計画」に基づき、湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会、湘南西部圏域相談支援ネットワーク、湘南西部圏域重症心身障害者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークを運営しています。

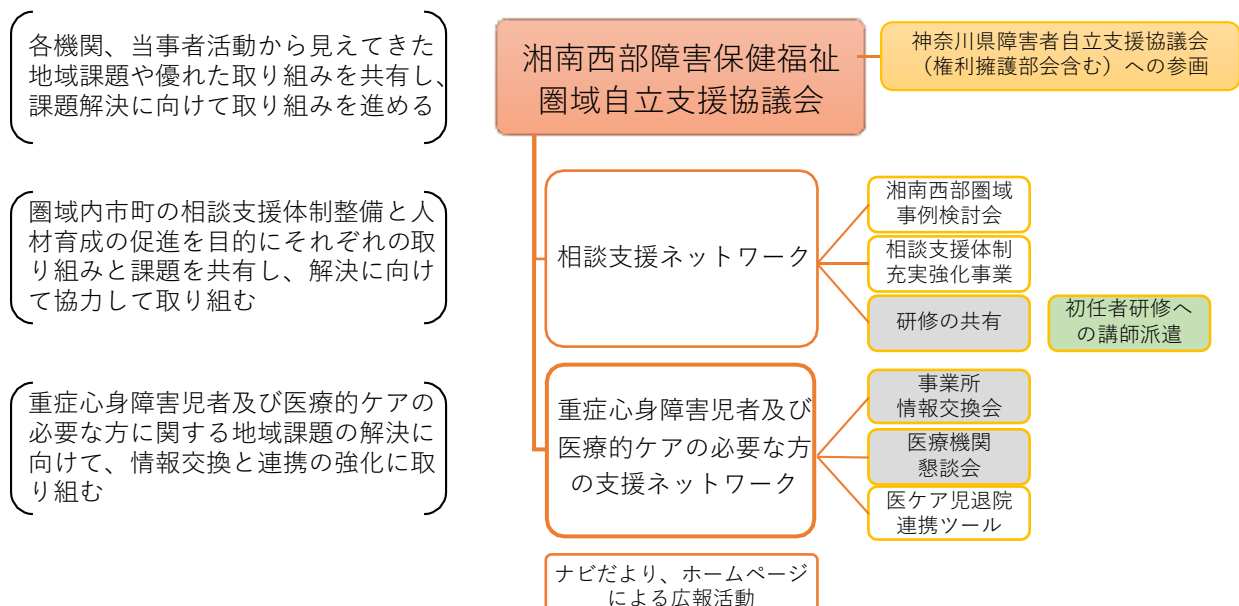


図 1 令和 2 年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業の全体像

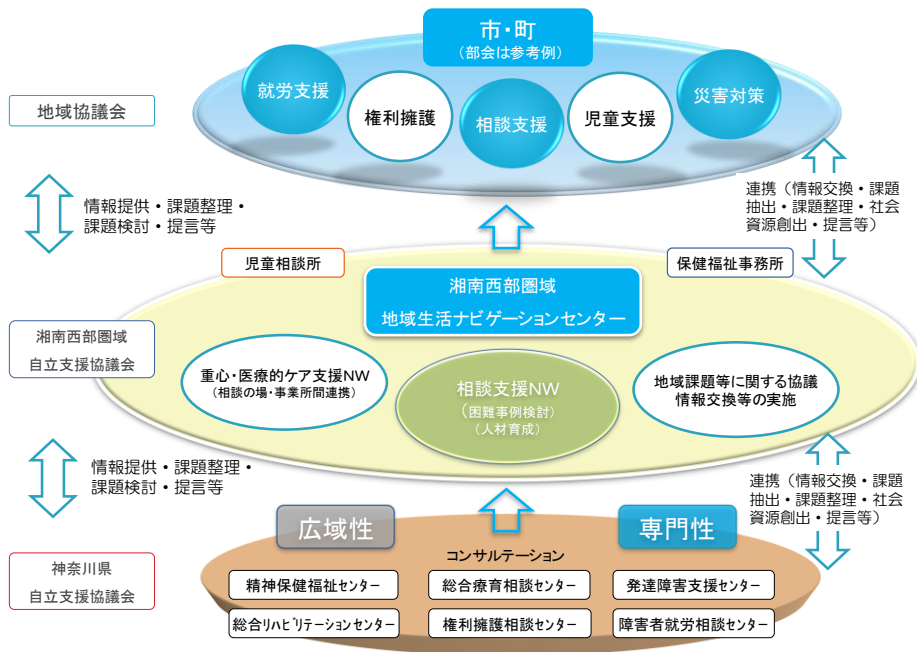


図 2 重層的な相談支援体制における

湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業の位置づけ

令和 2 年度は、神奈川県の方針に従って、神奈川県と協議しながら会議の開催方法等を検討し、実行しました。それに伴い、例年とは会議等の開催回数、開催方法が異なっています。

「湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会」については、Ⅱ章のタイトル行以降は、簡易な表現として、「湘南西部圏域自立支援協議会」と表記します。

「湘南西部圏域相談支援ネットワーク」については、これ以降、Ⅲ章のタイトル行以外は、簡易な表現として、「圏域相談支援ネットワーク」と表記します。

「湘南西部圏域重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク」については、これ以降、Ⅳ章のタイトル行以外は、簡易な表現として、「圏域重心・医療的ケア支援ネットワーク」と表記します。

II. 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会開催報告

1. 湘南西部圏域自立支援協議会の概要

湘南西部圏域自立支援協議会は、「湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱」（資料編 p41）及び「令和 2 年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業 事業計画」（資料編 p41～43）に基づき、年に 2 回の会議を開催しました。年度当初は、例年通り年 3 回の開催を見込んでいましたが、新型コロナウイルス感染症が収束せず、感染拡大が続く中で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針「別添資料 1 イベント等の実施の扱い」（資料編 p43）に則り、例年の事業計画の内容を変更し、開催回数を 2 回に減らし、初の書面開催と Web 開催を行っています。今年度は、異動等により新たに 9 名の委員、3 名のオブザーバーが就任されました。第 1 回は、新型コロナウイルス感染症対応から見えた課題、第 2 回は、新型コロナウイルス感染症への取り組み状況と事例報告を中心の議題として協議しています。

委員 (30名)	事業者	社会福祉法人 素心会、ほっとステーション平塚、 秦野市障害者地域生活支援推進機構、かながわ共同会 秦野精華園
	就 労	平塚公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センターサンシティ
	教 育	神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立平塚養護学校、 神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立伊勢原養護学校、神奈川県立秦野養護学校
	当事者	神奈川県障害者自立生活支援センター、秦野市手をつなぐ育成会、 ほっとステーション平塚ピアサポーター
	社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会、秦野市社会福祉協議会、伊勢原市社会福祉協議会
	市 町	平塚市障がい福祉課、秦野市障害福祉課、伊勢原市障がい福祉課（伊勢原市基幹 相談支援センター）、大磯町町民福祉部福祉課、二宮町健康福祉部福祉保険課
	専門相談機関	平塚児童相談所、平塚保健福祉事務所、平塚保健福祉事務所秦野センター
	市町協議会	平塚市障がい者自立支援協議会、秦野市障害者支援委員会、 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会、二宮町・大磯町障害者自立支援協議会
オブザーバー (11名)	愛名やまゆり園（圏域事業調整会議事務局）、神奈川県発達障害支援センター、神奈川県立総合療育相談センター、神奈川県精神保健福祉センター、神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部、神奈川県総合リハビリテーションセンター 地域リハビリテーション支援センター、ソーレ平塚（あんしんネット受託事業所）、湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会事務局、神奈川県	

表 1 令和 2 年度 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会 参加機関名簿

2. 湘南西部圏域自立支援協議会の開催状況

(1) 第1回湘南西部圏域自立支援協議会

日時	令和2年7月29日(水) 意見等募集期間 7月29日(水)～8月5日(水) *開催結果報告資料は8月26日発送
場所	書面開催
参加人数	委員28名/30名、オブザーバー11名/11名 計39名 *意見書の回答をもって、参加したものとして算定

【主な会議資料】

- ・「令和2年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業事業計画(案) (資料編 p41～43) / 活動予定(案)」【活動実績はp10参照】
- ・市町協議会「令和元年度の成果と課題/令和2年度の予定について」(p5～6)
- ・「市町村地域生活支援拠点等の取組状況及び広域的課題等の事前調査結果一覧表」
- ・第28回神奈川県障害者自立支援協議会・神奈川県の取り組み (*県協議会へ当圏域から提出した報告資料、県協議会開催結果資料、コロナ施策資料)
- ・「新型コロナウイルス感染症対応から見えた課題」
(*各委員・オブザーバーから収集した各機関における課題と対応策)
- ・「コロナ禍で障害者虐待の認定を受けた方の緊急一時保護ができません
在宅生活を継続せざるを得なかった事例を通じて見えた課題」
(*圏域内で起きた事例の報告、課題整理 以下、資料の抜粋)

【報告を受けた湘南西部圏域自立支援協議会としての課題整理】

今回のケースは、行動障害のある方であり、平時であっても短期入所の利用は簡単ではなかった。それに加え、新型コロナウイルス感染症予防のため、短期入所施設は利用者の受け入れを中止しているところが多かったことから、最優先で対応されるべき方がサービス利用につながらなかった。コロナ禍での第2波への備えとして、障害者虐待事例のように「**緊急で対応すべき方の短期入所を滞りなく進めるために、県立施設を中心としたコロナ禍における役割整理が必要である**」ことを神奈川県障害者自立支援協議会に課題として提起する。

【開催結果報告資料】(令和2年8月26日発送)

- ・「令和2年度第1回湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会の書面開催結果について(報告)」(p7)
- ・「協議事項『新型コロナウイルス感染症対応から見えた課題について』に関するご意見」(資料編 p44)
- ・「新型コロナウイルス感染症から見えた課題のまとめ」(p7～8)
- ・「資料に関する質問と回答」(資料編 p44～46)

令和元年度の成果と課題／令和2年度の予定について
秦野市障害者支援委員会

<p>令和元年度の成果（特徴的な取り組み、課題整理、圏域課題との連動など）</p>	<p>1 秦野市障害者支援委員会における議題 第1回秦野市障害者支援委員会 (1) 平成31年度障害福祉関係予算について (2) 相談、地域活動、就労支援事業の報告について (3) 障害者虐待防止の報告について (4) 秦野市障害者支援懇話会（各部門）の報告について (5) 湘南西部障害者保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター活動報告について</p> <p>第2回秦野市障害者支援委員会 (1) 障害者福祉計画について (2) 秦野市障害者支援懇話会（各部門）の報告について (3) 湘南西部障害者保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター活動報告について</p> <p>第3回秦野市障害者支援委員会 (1) 障害者福祉計画について (2) 秦野市障害者支援懇話会（各部門）の報告について (3) 秦野市障害者支援懇話会（各部門）の報告について (4) 湘南西部障害者保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター活動報告について</p> <p>第4回秦野市障害者支援委員会 (1) 障害者福祉計画の認同 (2) 秦野市障害者支援懇話会（各部門）の報告について (3) 秦野市障害者支援懇話会（各部門）の報告について ※来期の第5期秦野市障害者福祉計画には、障害のある人もない人もすべての人がともに支えあいながら暮らすことができる「共生社会」の実現と、自らの意思決定に基づき自己実現を支援することを基本的な視点を盛り込みました。</p> <p>2 検討を進めている課題等 (1) 障害者支援懇話会の5部門を再編し、障害者福祉計画を推進する体制をつくる。 (2) 権利擁護および緊急一時受け入れ体制や差別解消法や障害の理解に関する啓発。</p>
<p>令和2年度の予定</p>	<p>1 第6期秦野市障害者福祉計画、第2期秦野市障害者福祉計画の策定。 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のためのものは、今年度協議した結果地域支援体制にかかわる連携範囲が広いいため、既存の懇話会以外で組織する方針で決定。具体的な関係機関との協議の場をどのように設置するか、今後検討していく。 3 医療的ケア児の必要な支援体制の充実に向けての協議の場を、懇話会ことも部門の中で協議する。</p>
<p>令和2年度の予定（開催予定などの現時点で見直し、検討中のことなど）</p>	<p>1 令和2年度の開催を当初は、年間4回（5、8、10、1月）予定していたが新型コロナウイルス感染対策に鑑み、最低3回（7、10、1月）を予定。 2 第6期秦野市障害者福祉計画、第2期秦野市障害者福祉計画については、県の数値目標と整合性を図ることから今年度中の策定について検討中。 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のためのものは、具体的な関係機関との協議の場の設置に向け、検討する。</p>

令和元年度の成果と課題／令和2年度の予定について
平塚市障がい者自立支援協議会

<p>令和元年度の成果（特徴的な取り組み、課題整理、圏域課題との連動など）</p>	<p>・企画運営部会では、本協議会で各委員の意見などを聞きながら、現在の相談支援体制の課題や見直しについて協議を進めるとともに、基幹相談支援センターのあり方検討会としてワーキンググループを立ち上げました。来年度以降も継続して取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>・計画相談支援分科会では、市内の指定特定相談支援事業者との連絡会を年数回開催し、モニタリング期間やサービス等利用計画の作成から請求までの事務の流れなどについて確認しました。また、相談支援体制の整備に向けての意見交換を行ったため、グループスーパージョンプラン研修を実施しました。来年度も継続して計画相談に関する課題を整理していきます。</p> <p>・身障分科会では、平塚市視覚障害者協会の代表の方から視覚障がい者の日常生活などに関する講演会を2回開催しました。来年度以降も避難行動要援護者の避難所への移動などの様々な課題について継続して取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>・知的分科会では、市内の事業所へのモニター視察を実施し、事業所間の連携促進が図れました。来年度以降も継続して取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>・精神分科会では、定例会と高齢者支援機関の連絡会、日中活動系機関の連絡会などを開催し、市内の様々な障がい福祉の関係機関との意見交換を行いました。来年度についても継続して取り組んでいきたいと考えています。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議体の設置に向けて、関連する機関と課題等の整理を進めたいと考えています。</p> <p>・こども部会では、昨年度立ち上げた医療的ケア児支援分科会などを中心に、医療的ケア児についての様々な課題などについて関係機関と意見交換を行いました。来年度についても、個別課題についてどのように取り組んでいくか検討していきます。</p> <p>・就労支援部会では、発達障がい・精神障がいのある方の方の一般就労をテーマとし、就労支援を行っている金融機関や障がい者就業・生活支援センター、ハローワークの方を講師にお招きし講演会を開催しました。来年度以降も継続して取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>・障害者総合支援法に基づく「平塚市障がい者福祉計画（第4期）」（計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間）に基づき、支える人と支えられる人に分けられることなく対等な立場で地域を構成する一員として、障がいの有無だけでなく、障がいの年齢や性別に関わらず、お互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができるとともに共生社会の実現を目指します。</p>
<p>令和2年度の予定</p>	<p>令和2年度については、昨年度からの各部会や分科会での取組や課題を引き継ぎテーマとして取り組むとともに、精神分科会での精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議会の設置に向けて関係機関との様々な調整や、平塚市自立支援協議会や企画運営部会での基幹相談支援センターの必要性や相談支援体制の見直しなどにしても取り組んでいきたいと考えています。 しかしながら、新型コロナウイルスの感染症まん延防止予防のため、大人数を集めた形での研修や事業開催などについては開催を延期するなどの対応を取らざるを得ず、準備会議などについても書面会議などにより開催を実現するといった形での対応を検討しています。</p>

令和元年度の成果と課題／令和2年度の予定について
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

令和元年度の成果（特徴的な取り組み、課題整理、圏域課題との連動など）

◇協議会（3回）／◇企画運営会議（3回）

◇専門部会

(1) 相談支援部会

- 勉強会（2回） 障がい福祉課予算決算の概要について、介護保険制度について
- GSV事例検討研修（4回）
- 事業所見学会（1回）※こども支援部会との合同開催 地域活動支援センターねくすと、児童発達支援センターおおきな樹
- 相談支援事業検討ワーキング（2回） 基幹相談支援センターのあり方、地域生活支援拠点等の整備について
- 懇親会（2回）

(2) 権利擁護部会

- 障害者週間啓発街頭キャンペーン ※当事者部会との合同開催
- 障がい者虐待防止研修会 講師：和泉短期大学 児童福祉学科教授 鈴木敏彦氏
- グループホーム等職員研修 講師：(福)唐池学園 貴志園 園長 富岡貴生氏
- 高齢者及び障がい者虐待防止講演会 講師：みなと横浜法律事務所 弁護士 内嶋順一氏

(3) こども支援部会

- 児童通所サービスに関する案内冊子の作成 / ○勉強会 ※災害時支援部会との合同開催 防災危機管理について
- 事業所見学会 ※相談支援部会との合同開催 地域活動支援センターねくすと、児童発達支援センターおおきな樹
- GSV事例検討研修

(4) 災害時支援部会

- 勉強会
 - ・災害時要援護者支援避難計画について ※当事者部会との合同開催
 - ・防災危機管理について ※こども支援部会との合同開催

(5) 就労支援部会

- 勉強会 現場のお悩み解決！Q&A(情報交換) / ○福祉事業所合同説明会及び就職説明会の実施(12/22)
- 企業見学会 (株)スターライン IBUKI EBINA FARM

(6) 精神障がい者支援部会

- 精神障がい者ピアのつどい（6回） / ○家族サロン（3回）
- 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築についての協議

(7) 当事者部会

- 勉強会 災害時要援護者支援避難計画について ※災害時支援部会との合同開催
- 当事者発表 / ○ピクニック ※災害時支援部会との合同開催
- 障がい者ホッパへの参加 / ○障害者週間街頭キャンペーンへの参加 ※権利擁護部会との合同開催
- 県立総合防災センター見学会 ※災害時支援部会との合同開催 / ○パブリックコメント(火災イベント)についての情報交換

令和2年度の予定

<令和2年度取組ポイント> ※添付資料参照

- 第6期障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定
- 地域生活支援拠点等の整備について（相談支援部会）
- 相談支援体制のあり方について（相談支援部会）
- 医療的ケア児者の災害時対応について（災害時支援部会）
- 障がい福祉事業所合同説明会及び合同就職説明会の実施について（就労支援部会）
- まち点検（第2弾）の実施について（当事者部会）

令和2年度の予定（開催予定などの現時点で見直し、検討中のことなど）

- ・相談支援部会：7月より実施。
- ・権利擁護部会：8月より実施。障がい者週間街頭キャンペーンは中止。
- ・こども支援部会：6月より実施。
- ・災害時支援部会：10月より実施。
- ・就労支援部会：7月より実施。障がい福祉事業所合同説明会は冊子の作成及び配布のみの対応。
- ・精神障がい者支援部会：6月より実施。ピアのつどい、家族サロンは12月末より実施。
- ・当事者部会：7月より実施。各イベントへの参加中止。まち点検（第2弾）延期。

※各部会において、第1回開催時に今年度の活動内容を再検討している状況。

添付資料、参考資料等
※令和2年度伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の取組について

令和元年度の成果と課題／令和2年度の予定について
二宮町・大磯町障害者自立支援協議会

令和元年度の成果（特徴的な取り組み、課題整理、圏域課題との連動など）

1.協議会の開催

- ・第一回 8月2日(金)
- ①会長の選任について ②平成30年度活動報告について ③各事業所・機関からの報告
- ・第二回 3月25日(水)開催予定。

2.部会の開催

- ・第一回 6月19日(水)
- ①平成30年度活動報告について ②情報提供と意見交換 1)人材の確保と育成について
- 2)地域連携と協働について ③各事業所・機関からの報告
- ・第二回 9月25日(水)
- ①情報交換と意見交換 1)人材の確保と育成について 2)地域連携と協働について
- ②各事業所・機関からの報告
- ・第三回部会*同町別の拡大部会として開催。
- 11月27日(水)大磯町拡大部会 大磯町障害福祉計画と地域ニーズについて
- 12月18日(水)二宮町拡大部会 二宮町障害福祉計画と地域ニーズについて
- ・第四回部会 2月27日(木)
- ①情報提供と意見交換 1)人材の確保と育成について 2)地域連携と協働について
- ②令和2年度活動計画(案)について ③各事業所・機関からの報告

3.研修会の開催

- ・第一回 11月28日(木)GSV(グループスーパージョイ)を活用した事例検討会
- ・第二回 1月22日(水)「湘南西部圏域・障害者差別解消フォーラム2020」
*湘南西部圏域障害者差別解消支援地域協議会と共催。

4.今年度の成果について

例年、当事者団体や地域の事業者・関係各機関からいただいた意見の中から検討課題を設けて意見交換と情報共有を図っている。令和元年度は「人材の確保と育成」「地域連携と協働」を検討課題(テーマ)とし、情報提供と意見交換を行った。社会全体の雇用情勢の変化の影響を受け、人材の確保については共通の課題となっていることが確認できた。また、育成に関しては、地域内の法人や事業者が連携し、相互に研修を受講できる取り組みを提案した。地域連携と協働については、社会福祉法人等の福祉関連事業者が地域貢献活動の取り組みを紹介し、地域の介護予防や防災、世代間交流の活性化などの先進的な事例について意見交換を行った。地域社会の構造も変化している中で、自らの機能やマンパワーを積極的に地域に還元していく姿勢が求められていると認識を新たにすることになった。研修会では、昨年からの地域内相談支援事業所の数が増えたこともあり、相談支援の展開を視野に入れた事例検討会を開催した他、湘南西部圏域障害者差別解消支援協議会と「湘南西部圏域・障害者差別解消フォーラム2020」を共催した。

令和2年度に向けた課題

令和元年度の検討課題である「人材の確保と育成」「地域連携と協働」についての意見交換を通して、人口や経済など社会情勢の変化と、身近な地域社会の構造の変化を背景に、それぞれの福祉事業者は今までに経験したことのない課題に直面して直面していることが理解できた。地域の中にある短命的な課題と社会構造の全体的な変化の影響を背景とした地域社会からの期待が高まる中で、より一層、関係各機関・事業所との連携を深めていきたい。

令和2年度の予定（開催予定などの現時点で見直し、検討中のことなど）

1.協議会の開催

- 第一回 令和2年7月(書面会議)
- 第二回 令和3年3月25日(木)

2.研修会の開催

- 第一回 令和2年8～10月 テーマ「事例検討会」
- 第二回 令和3年1～2月 テーマ「基礎研修 知的障害の特性について」

3.部会の開催

- 第一回 令和2年8月21日(金)
- 第二回(拡大部会) 令和2年11月
- 第三回 令和3年2月15日(月)

令和 2 年度第 1 回湘南西部障害福祉圏域自立支援協議会の
書面開催結果について（報告）

このことについて、各委員、オブザーバーの意見に基づき、次のとおり取りまとめましたので報告いたします。今後とも、よろしくようお願い申し上げます。

令和 2 年度第 1 回湘南西部障害福祉圏域自立支援協議会 書面開催結果

- 1.日 程：令和 2 年 7 月 29 日(水)（意見募集期間 7 月 29 日(水)～8 月 5 日(水)）
- 2.出席者：39 名（委員 28 名/29 名、オブザーバー 11 名/11 名）（別紙出席者名簿参照）
- 3.内容

(1)令和 2 年度湘南西部障害福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業 事業計画(案) および令和 2 年度活動予定について

ご出席の全委員よりご承認いただきましたので、資料 1 のとおり令和 2 年度の事業計画および活動予定を決定いたします。

(2)協議事項「新型コロナウイルス感染症対応から見えた課題について」（別紙 1、2 参照）

いただいたご意見（別紙 1）とそれを踏まえた「新型コロナウイルス感染症対応から見えた課題のまとめ」（別紙 2）をとりまとめました。今回の本協議会で明らかになった諸課題（資料 5-1、資料 5-2、別紙 1、別紙 2）を神奈川県障害者自立支援協議会に報告し、他圏域からあらがった課題と合わせて、県内共通の課題への対応に関する議論につなげていきたいと考えております。

(3)資料に関する質問について（別紙 3 参照）

いただいたご質問について、別紙 3 のとおり回答いたします。

(4)次回協議会の WEB 開催について

ご出席の委員 28 名中 24 名、オブザーバー 11 名中 10 名（計 34 名）より、WEB 会議への参加が可能とご回答いただきました。それを踏まえ、第 2 回の本協議会は、下記の日時で WEB 開催とします。ご参加いただけますようお願いいたします。環境未整備の機関の方々とは、書面での参加についてご相談し、全機関にご参加いただける方法で実施いたします。詳細については、会議開催前に改めてご案内いたします。

記

令和 2 年度第 2 回湘南西部障害福祉圏域自立支援協議会

開催日時 令和 3 年 2 月 17 日（水）14 時～16 時

開催方法 Zoom による WEB 開催（書面による意見提出併用）

以上

令和 2 年度第 1 回湘南西部障害福祉圏域自立支援協議会における
新型コロナウイルス感染症から見えた課題のまとめ

(1) コロナ禍で困ったこと・対応状況

当事者団体では活動を中止せざるを得ず、再開の見通しが立っていない。また、感染を恐れて通所利用を控える精神疾患のある当事者は多く、在宅でのストレスを感じ、将来の生活への不安や悩みを持っている。各機関では、集団や対面での事業運営が難しくなったことで、あらゆる機関がそれに代わる方法を模索し、密にならないプログラムを検討するなど工夫しながら柔軟に対応している。一方で、工夫には限界があり、会議等がすべて中止されたことで情報の収集と発信が難しくなり、情報が集まらないことで地域の状況等の把握が難しくなると感じる機関は少なくない。これまで通りの事業内容に少しでも近づけるための職員への負担感が大きい。

- 相談支援事業所では、十分な面談が難しいなかで利用者のストレス増による訴え等が増えた。感染対策を講じてもリスクが高いことを実感しながら、不特定多数の来所相談に対応している。
- 通所事業所では、自肅または通常運営の判断が難しく、利用自肅時等における「在宅支援」の扱いも不明瞭だった。「在宅支援」の請求が認められても減収となり、事業運営が困難になっている。
- 入所施設では、発熱が続く方の通院による PCR 検査後に、結果がでるまで陽性患者として完全封鎖して対応せねばならず、濃厚接触者になりうる職員が自宅に帰ることができない状況が生まれたり、発熱が続いても PCR 検査を受けられずに長期の自宅待機になった職員が出た。また、感染防止のための帰宅・面会のルール作りと解除時期の判断などに難しさがある。
- 放課後等デイサービスでは、学校の休業に合わせた利用受入れ調整と送迎が煩雑であった。
- 学校では、休業期間中の在宅児の学習保障や生活リズムを整えるための教材の開発と活用、在宅勤務者を含めたオンライン会議の実施などを行っているが、学習の質の確保という悩みが尽きない。
- 児童相談所では、学校や療育機関等が閉鎖となり、養育負担や虐待のリスクの高まりが懸念される一方、モニタリング機能が低下し、児童の安全確認や保護者の負担軽減の手段を講じることに苦慮している。
- 市町の障害福祉担当課では、手作りのアクリル板を設置し、障害特性に応じた代筆などの窓口対応を継続している。コロナ対応措置延長に伴う複雑な事務連絡の周知徹底が非常に煩雑で、措置延長者への事務管理が新たに加わるなど、コロナ対応に忙殺されてその他の業務に支障が出てきている。また、事業所の受け入れ制限により利用調整が進まず、雇用先の休業により日中の居場所をなくした方の相談が増えている。
- 緊急小口貸付金等の貸付業務にあたる社会福祉協議会や、新型コロナウイルス感染症対応を行う保健福祉事務所では、相談者数の急増に対し全職員での対応体制を整えたり、他機関からの応援を受けるなどし、対応している。
- 公共職業安定所では、郵便による求職者への求人情報の提供、電話による職業相談・職業紹介を行っている。

(2) 活動を通じて把握した地域での課題

【環境の変化への対応の難しさ】

- 知的障害のある方の中には、感染リスクの理解がとて難しく、家族との面会や外出ができな
ことへの理解や行動の自粛が難しい方もいる。
- 精神疾患のある方は、通所できなかつたり、外出を控えることで、定期的な運動やストレスを
散らす場を失い、この先の生活の見通しがかかづ不安につながる。また、生活リズムが変化して
病状が不安定になることで、家族への暴力、医療中断による近隣トラブルなどの多岐にわたる相
談が急増している。
- 地域で孤立した高齢者の認知症が進行したケースがある。

【居場所の喪失による孤立のリスクの高まりと潜在的課題の顕在化】

- 地域の集いの場がなくなる、当事者活動、家族会の活動が停滞する、サービス利用ができなくな
るなどし、居場所を失って将来の見通しがかかなくなつた方がいる。
- 公共交通機関での移動、到着後の集団での過ごしによる感染リスクを心配して、学校、事業所の
利用を控える方がいる。
- 事業所の利用制限によりサービスを利用できなくなつて、自宅外の居場所を失い、自宅で先送り
してきた問題が顕在化・肥大化して、これまでの生活の継続が難しくなつた方もいる。代替サー
ビスを見つけたのは困難で、新しくサービスを利用したくても見学すら難しい。
- 経済活動の低迷による障害者の雇止めや内定取り消しがあり、障害者雇用の後退が懸念される。

【家族が感染後の対応への不安】

障害特性等で個々に配慮した支援が必要な児・者で、その養育者・介護者が感染により不在になつた
場合の対応への懸念が解消されていない。

【サービス提供事業所で陽性者等が出た際の現場対応の不安と経営苦】

サービス提供事業所では、支援環境やマンパワーの点から、感染疑いや陽性者が出た後の現場対応等
への不安を抱えている。3密を避けるために、活動場所の広さによる利用人数制限が生じ、事業運営
が低迷し経営が厳しくなっている。

【学校と放課後支援事業所とのマッチングの難しさ】

- 通常とは違う在校時間と放課後支援事業所の利用時間とのマッチングがうまくいかず、利用の
ための移動や家族の就労に課題が出るケースもあった。
- 教育委員会によって学校の休業時期等に違いがあることで、複数の地域や学校からの児童を受
け入れている放課後支援事業所は、情報の把握と対応に追われ事業運営に難しさを感じていた。

【災害への不安】

台風などの災害時にはこれまで以上の避難場所の確保が必要になるため、避難場所の新たな候補とな
る機関への自治体からの余裕を持った具体的な相談が必要になっている。

(3) 第2波への必要な備え（今後に向けた必要な取り組み）

【タイムリーな情報交換の強化】

- 混乱時だからこそ、タイムリーな情報交換を行うための工夫による、地域に存在する様々な機
関（行政、支援者、病院、専門機関、地域住民、…）と密な連携機会の確保
- WEBによる会議・面接ができる環境整備、それを後押しする安全な運用方法などのサポート

【必要な情報の不足を補う】

- 新型コロナウイルスの正しい知識
- 感染疑いの治療や緊急時（家族のコロナ入院時等）の施策利用の道筋のわかりやすい情報
- 地域内の様々な実態（利用できる居場所、サービス提供事業所等）のタイムリーな情報
など、必要とされる有益な情報の発信

【サービス利用制限による居場所喪失への地域での備え】

通所・利用できないことで日中の居場所を失つた方とその他の家族への支援についての、地域で話し合つ
ておく。利用自粛を求める事業所は、自粛中の過ごしをどうするかを個別に打ち合わせておく。そ
の際、代替のサービスを選択できるように、利用できる事業所を複数持つように働きかける。

【コロナ禍でも事業を継続するための方策の実施】

- 衛生関連備品の備蓄（マスク、消毒液、手袋等）、感染疑いや陽性者が出た場合の対応指針・
マニュアルの整備と地域における共有、感染症対策を徹底できるハード・ソフト面の推進
- リスクを低減しつつニーズに応える事業運営の実際の在り方（モデル）の共有
- オンライン学習環境の整備のため家庭へのサポート
- 在宅支援を行う事業所における運営規定への明記

【つながりによる安心の確保】

- ガイドラインにそつた交流、つながりの場の再開
- SNSやWEBを通じたつながりの活用
- 地域で孤立した人を作らないうために、民生委員の地域活動支援策の検討
- それぞれに合った多様な社会参加（居場所）の在り方の用意
による不安の解消と健康の維持

【学校の休業時の放課後支援との運動性の担保】

学校の休業時期等を地域性も加味しながらある程度統一するなど、放課後支援事業所との連携がス
ムーズに行えるようなルールを整える。

【災害への備え】

各機関による、災害発生時の感染症対策の内部での確認と外部との共有。従来とは違つた避難にな
る可能性があるため、当事者への事前説明などの準備。

(2) 第 2 回 湘南西部圏域自立支援協議会

日 時	令和 3 年 2 月 1 7 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 15
場 所	Web 開催 (Zoom ミーティング)
参加人数	委員他 25 名、オブザーバー 9 名、事務局 2 名 計 36 名

【主な議題と内容】

① 神奈川県での取り組みについて (神奈川県より)

- 相談支援従事者初任者研修等の法定研修の実施状況について説明する。
- 新型コロナウイルス対策で県の予算はひっ迫しており、来年度の障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンターの委託費は減額が予定されている。それに伴い、委託内容は一部変更する見込みで、事例検討会を年 4 回から 1 回に変更し、相談支援体制充実強化事業を 1 事例とする予定である。

② 湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター活動実績報告について

「令和 2 年度 湘南西部圏域障害保健福祉圏域 地域生活ナビゲーションセンター事業 活動実績」(p 10) に基づき事務局より報告する。

③ 第 1 回協議会報告事例のその後と課題について

- 該当地域障害福祉主管課より

現在、11 か所の短期入所施設を利用しており、昨年末には北関東の施設も利用した。各施設を渡り歩く「コロナ感染リスクが高いケース」でありながら、何とかご協力いただいている。ただ、利用調整は容易ではなく、支援の連続性を担保し、利用者が安心して利用できるようにするために、施設間の情報共有と連携がとても重要になる。こういった様々な調整を市町村単独で担うのは体力的にかなり厳しいため、施設間の情報共有、利用調整のやり取り等がスムーズに行えるよう、県立施設によるケース評価のための中期入所やそれに基づくアドバイス、利用調整のコーディネートが必要だ。

- 会長より

本事例が今もなお大変厳しい状況にあることがわかった。第 1 回の本協議会では、「緊急で対応すべき方の短期入所を滞りなく進めるために、県立施設を中心としたコロナ禍における役割整理が必要である」ことを提起したが、今回の追加報告によって、新たに「**行動障害のある方の地域での支援を進めるための、コーディネート機能(有期限の入所による利用者評価や機関支援)の必要性**」も追加して、改めて神奈川県障害者自立支援協議会に課題として提起したい。

令和2年度 湘南西部圏域障害保健福祉圏域 地域生活ナビゲーションセンター事業 活動実績

令和3年3月31日現在

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
圏域自立支援協議会			意見聴取	第1回書面開催	結果郵送					意見聴取	第2回2/17 Web開催	
相談支援NW						第1回9/25 Web開催 平塚保健福祉センター 森野わか合同 9/14	虐待ケース事例検討 10/1	ソーレ平塚合同開催 11/16	ばらっとばらの合同開催 12/17	第2回1/15 Web開催		
事例検討会												
相談支援体制充実強化事業	1事例目 継続支援						3事例目 10/28~					
相談支援専門員初任者研修							10/5、6、14、15、27	11/5、18、19、24、25				
重心・医療的ケアNW										第2回1/22 Web開催		
研修会												
ナビだより		第107号		第108号		第109号		第110号		第111号		第112号
県自立支援協議会						第28回書面開催						第29回書面開催
圏域事業調整会議												
北'連絡会・研究会		5/25		7/27		9/2	10/7	11/9	12/7、22	1/14	2/5、19、21×2	
平塚市障がい者自立支援協議会												第1回書面開催
秦野市障害者支援委員会				第1回7/7 対面開催				第2回11/10 対面開催		第3回書面開催		
伊勢原市障がい者たくらしを考える協議会				第1回7/7 対面開催					第2回12/11 対面開催		第3回2/8 Web開催	
二宮町・大磯町障害者自立支援協議会				第1回書面開催								第2回書面開催

④ 令和 2 年度各市町協議会の取り組みについて

各市町協議会より、「各市町協議会における新型コロナウイルス感染症への取り組み状況」(p12)に基づき報告いただく。各市町協議会とも、コロナ禍で感染対策を講じ、工夫しながら活動を行っていることの報告がある。

- 秦野市障害者支援委員会

部門を再編し活動を始めたが、コロナ対策により十分な活動が行えていない。障害福祉サービス提供事業所における、新型コロナウイルス感染症の発生に関する正確な情報を共有するため、その仕組みを作って稼働させている。これまでに 2 件の発生情報を共有した。(秦野市障害福祉課、秦野市地域生活推進機構から、「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対応フロー(対象者:入所者、通所者、施設職員の場合)」(資料編 p47)、「市内障害福祉サービス事業所内でコロナ陽性者が発生した場合の対処」(資料編 p46)について詳細説明あり)

- 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

伊勢原市では Zoom の有償アカウント契約を結んだことから、Zoom による Web 会議の開催が可能となり、2月8日の第3回協議会を Web 開催することができた。

⑤ 新型コロナウイルス感染症への取り組み状況と今後の対応について

- 各機関の取り組み状況

- 会長

第 1 回協議会後の各機関の取り組み状況を改めて報告いただき、とりまとめた結果、当圏域では、以下の状況にあることが分かった。

- i. 基本的な感染症予防対策をとった上でのそれぞれの事業内容に合わせた事業継続の工夫と方法の確立が進んだ
- ii. 陽性者発生時の対応指針やマニュアルの整備が進んだ
- iii. 衛生関連用品などの備蓄など、計画的に行われている
- iv. 会議等で、リモートの活用が進められている

- 秦野市手をつなぐ育成会

施設入所している子を持つ会員から、この 1 年面会できず、施設から写真が送られてくるだけなので寂しいという話を受けた。リモートを活用する意見もあったが、会員の中には通信に疎い方もいることから、やはり直接子どもの姿を見たいという話になった。

- ほっとステーション平塚 ピアサポーター

当事者は、コロナ禍により福祉サービス、医療サービスを受けられなく

各市町協議会における新型コロナウイルス感染症への取り組み状況

平塚市障がい者自立支援協議会

情報の共有と連携機会の確保を主として、行政(平塚市)とより密に連携し、新型コロナウイルスに関する、予防・対策、国・県からの情報をタイムリーに供給できるようにし、事業所間での課題が生じた際も、行政との連携により取り組む。

秦野市障害者支援委員会

【タイムリーな情報交換の強化】

各種感染症対策の徹底を図り、本会および専門部会の会議を開催することで、当事者・関係機関・行政が顔を合わせ、コロナ禍における困りごとの共有や意見交換に加え、情報不足を補う機会を確保しました。

【必要な情報の不足を補う】

発熱患者等の医療機関受診の流れ、感染疑い・陽性者が出た際の行政と関係機関との連絡及び連携に関する対応方針・マニュアル、緊急時(家族等のコロナ感染症による入院時)の入所施設に関する情報等、委員の所属する機関が所有する具体的かつタイムリーな情報を共有しました。

※添付資料

- ・P.12 「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対応フロー(対象者:入所者、通所者、施設職員の場合)」
- ・P.13 「【情報提供】市内障害福祉サービス事業所内でコロナ陽性者が発生した場合の対処」

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会

・各部会において書面会議を行っていますが、「慣れない対応と緊張が続き、疲れもたまってきている」「短期入所などサービス調整に苦慮している」「在宅支援の長期化により支援の困難さが増している」などの意見があり、今まで何気なく相談ができた場や機会が減ったことによりタイムリーに相談ができず、個々に悩みを抱えてしまっている様子が伺えました。

こども支援部会においてはWEB会議を試みましたが、移動時間が削減されるなど便利な一方、操作に不慣れなこともあり、リアル会議とは違って、どこかぎこちないコミュニケーションになってしまった印象でした。各部会において状況を見ながら、リアル会議とWEB会議を双方取り入れながら実施していきたいと考えています。

また、今年度はコロナの影響により、当事者と一緒に行う活動(街頭キャンペーン、まち点検、勉強会等)が延期となってしまっており、一緒に活動をする重要性を改めて感じたところです。次年度は各部会において、このような状況だからこそ、当事者、支援者共に活動できる内容、開催方法等を研究していきたいと思えます。

・協議会全体としては、各部会の課題等を取りまとめ、行政とその都度状況に応じた対応をしていきたいと考えています。

二宮町・大磯町障害者自立支援協議会

・協議会は書面にて実施し、新型コロナウイルス感染症対策から見えた課題についての情報交換や意見を求めた。

・アンケートの結果により、各事業所の催し物の中止や、活動制限、指示系統の曖昧さや感染者の受け入れ態勢など各種課題が寄せられた。

・新型コロナウイルスにおける情報共有として、平塚保健福祉事務所提供の感染症チェックリストや発生時の対応マニュアルを提供。その他、県の「神奈川モデル・ハイブリッド版」整備を改めて周知した。

なってしまう不安を抱えている。生活は、これらサービスがあるからこそ成り立っており、利用できなくなると行き場を失ってしまう。外出自粛制限下では、電話や SNS を通じた相談支援や当事者間の交流が必要だ。距離感が以前とは変わるが、新しい支援のあり方ができあがれば良い。

- <<事例報告Ⅰ>>「入所施設における新型コロナウイルス陽性者発生に係る対応経過」(p14)

圏域内の知的障害者入所施設より、新型コロナウイルス陽性者発生後の対応事例を報告いただく。

➤ 事例提供事業所より追加説明

- ✓ ケア付き宿泊療養施設は、当施設での受け入れが整うまでの一時的な期間のみの利用であった。
- ✓ 感染拡大警戒期間は、1月10日までとしているが、新規陽性者が出なかったため、ここで終了した。
- ✓ 昨年9月に保健福祉事務所から訪問指導を受け、ユニット毎の活動グループ編成・職員配置に切り替えたことで、感染者は全て同じユニット内で収まり、大規模な感染に至らずに済んだ。
- ✓ 退院した3名の方は、長期間寝たきりであったことの影響もあり、現時点では元の身体状況に戻ってはいない。
- ✓ 職員たちが皆前向きに対応してくれたことがありがたかった。今回の陽性者発生前は、事前に陽性者対応に関わる職員を募っていたが、実際に起きてしまうとその場にいる職員で対応を開始せざるを得なかったことから、基本的には全職員で対応することに切り替えた。

➤ 保健福祉事務所

昨年9月の当所からのコロナ対策の助言を最大限に取り入れてくださっていた。既に顔が見える関係ができていたことも功を奏した。発生後、短時間で効率よく検査作業を進めるために協力いただいた。普段の状態を知っている職員の方が異常を察知し、すぐに相談いただけたことで、スムーズに入院につながった。

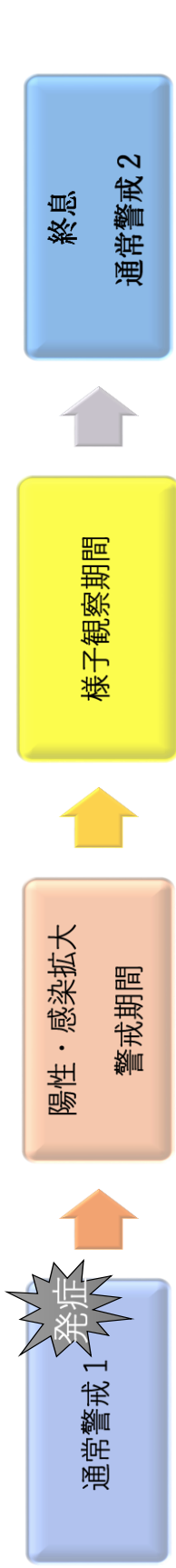
➤ 質疑

陽性者とその他の利用者として対応職員を分けると、勤務体制がひっ迫すると思われるが、どのように工夫されたか。また、通院に付き添った職員は濃厚接触者になるが、施設としてのサポートが行われたか。
(ソーレ平塚)

⇒ 一つのユニットに20名の方が暮らしており、日勤と夜勤を分

《事例報告 I》 入所施設における新型コロナウイルス陽性者発生に係る対応経過

令和3年2月1日



通常警戒1	令和2年9月にA保健福祉事務所（以下、「A」という。）に訪問指導いただき、令和2年5月に作成した対応マニュアルを改定した。主な改定内容は、食事介助場面のフェイスシールド、活動グループの再編、陽性者発生時の対応等 ※この改定は成果があったと捉えている
発症（12月26日）	夜間、利用者B発熱⇒翌午前通院⇒抗原検査⇒陽性⇒病院個室にて待機⇒A・神奈川県協力のよる現地調査と陽性者対応（利用者Bはその後ケア付き宿泊療養施設を一時的（3日間）に利用（職員付添） 突然コロナ対応が始まったという印象（感染経路不明）
陽性・感染拡大警戒期間 12月26日～1月10日 （長めに考え、発症から2週間かつ最後の3日間に発熱等の症状者なし）	12月27日A来所、今後の進め方等について相談・指導 12月28日全利用者・職員PCR検査 12月29日AとC-CAT（神奈川県コロナアタックチーム）による現地調査・ゾーニング等指導 12月29日夜PCR検査結果 利用者Bを含め利用者5人職員1人（計6人）が陽性（全員が同じユニット 利用者B以外は無症状）⇒当該ユニット内をレッド・イエロー・グリーンにゾーニング（陽性者は個室、利用者は基本的に居室で過ごす、食事も居室、入浴は清拭で対応）（職員はAの指導により、備蓄のフル装備【①】にて対応、夜勤・夜勤各1名を増員）（陽性者に対し投薬等治療はなし、ユニット利用者全員に1日6回体温とSPO2（経皮的動脈血酸素飽和度）測定） その後の数日で、陽性利用者5人のうち3人にSPO2の低値と発熱が出現してくる⇒Aに報告⇒入院
様子観察期間 1月11日～25日	対応は陽性・感染拡大警戒期間と同じ 退院してきた者の経過観察と同ユニットの利用者等に新規陽性者が発生する可能性が残る期間として設定
通常警戒2	結果的に6人の陽性から感染が広がることが無かった 2月1日ゾーニング解除 ユニット内の移動制限等解除 新規取り組み（利用者のマスク着用について再チャレンジ、歯磨き支援の見直し、入浴体制の見直し、SPO2測定機器の拡充等）

※陽性者全6人中3人（30代2人40代1人）は軽い症状にとどまり、3人（60代3人）は肺炎で入院となった。うち2人は退院し、しばらくは静養状態であったが退院後一週間ほどで自分で動けるようになった。しかし、もう1人の利用者はまだ入院している。コロナは完治したものの入院中に食事を誤嚥し肺炎治療中とのことである。（*事務局注 その後2月上旬に退院）

※発熱～陽性判明、陽性判明～全員のPCR検査結果、結果～対応の確定、この三つの「待ち時間」が発生するという認識と、その間の対応が重要と感じた。
※職員・利用者の協力は不可欠。職員には事前に陽性者対応を募っていたが、今回を踏まえ全常勤職員が陽性者へ対応することとした。（疾患等がある者は除く）
利用者には、ものものしい雰囲気の中、理解しがたくいつ終わるかわからない生活上の制限をかけることになる。メンタルケアが重要である。

① フル装備=N95マスク、フェイスシールド、アイソレーションガウン、ビニール手袋、帽子

けてそれぞれ一人ずつ増員して対応した。他ユニットの職員による応援はせず、同一ユニット内職員の年末年始の長期休暇取得予定を調整してもらい、課長や管理職も現場に入り乗り切った。

検査のため通院し、陽性が判明し、ケア付き宿泊療養施設に入るまでに10時間程経過しているが、それまで付き添った職員と陽性の利用者が病院の個室で待機となった。施設では陽性判明後の対処に奔走しており、この特異な状況が生まれていることを的確に把握して対処することができなかった。この点に悔いが残っている。付き添い職員の交代、差し入れ、可能なら法人内の隔離された別の居室への移動などについて、病院側に相談し調整する等できればよかった。今後はこの教訓を活かしたい。付き添者が濃厚接触者になった場合に備え、自宅に帰らずに一時的に暮らせる場所を確保している。(事例提供事業所)

● <<事例報告Ⅱ>> 「在宅の重症心身障害がある方の家族の感染・入院により困った事例」

圏域内の障害福祉主管課より、対応に苦慮した事例を報告いただく。

重症心身障害がある方の同居のご家族が皆感染し、主たる介護者は入院、ご本人は陰性であると、保健福祉事務所から当方（障害福祉主管課）に12月はじめに連絡が入った。

担当の相談支援専門員に連絡をとると、ご家族から同様の連絡が入っていることがわかった。

神奈川県障害サービス課に状況を報告し、ご本人の短期入所利用を相談したが、家族がコロナ入院した当事者の方専用の短期入所協力施設は、ご本人が重症心身障害であるため利用できないとのことで、市で対応との回答であった。

そのため、短期入所事業所に相談するも、ご本人が濃厚接触者であることから利用できなかった（ご家族が陰性となってから2週間経過した後、ご本人が再度陰性であれば利用可能とのことであった）。また、同様の理由により通所や訪問看護の利用も難しかった。

結果として、自宅療養で残ったご家族が慣れない中、自宅でご本人のケアを行わざるを得なかった。

➤ 事例提供者より追加説明

- ✓ 主たる介護者が入院し、残された陽性者である家族が保健福祉事務所、訪問看護ステーションからのサポートにより、在宅で慣れ

ない本人のケアを行った。その家族が重症化することなく、なんとか主たる介護者の退院まで持ちこたえることができた。

- ✓ 移送に関しては、手段が見つからず、その時は行政で対応せざるを得ないかもしれないと課内で考え、保健福祉事務所に指導を仰ぐことを検討した。今後も、県障害サービス課や保健福祉事務所にご相談しながら、次に向けて準備を進めていく必要がある。

➤ 中井やまゆり園（神奈川発達障害支援センター）

当事業所は、家族がコロナ入院した際に、自宅に取り残された陰性の本人の受入れを行う短期入所協力施設である。今回は、重症心身障害のある方であったことから、県障害サービス課が受入れできないと判断した。例え陰性者であっても、入所者との接触を避けるため、本来宿泊を想定していない講堂や隣接する職員公舎で受入れ、そこで2週間生活していただくこととしている。

➤ ソーレ平塚

主たる介護者が入院することになり、県障害サービス課から短期入所受入れの相談を受けた。取り急ぎ検討し、①入所、通所から職員一人ずつを専属職員として配置し他の利用者から隔離して短期入所を受け入れる、または、②短期入所協力施設の場所のみお借りし当法人の専属職員がケアを行う、のいずれかが可能であると回答した。それに対し、神奈川県災害対策本部からの助言もあり、①は濃厚接触者を入所施設に入れることと移送に問題が生じる、②は短期入所協力施設では大きな車いすの利用が難しい、という理由で断念した。その後、残された陽性者である家族が、慣れない食事介助や本来訪問看護が行う摘便などを頑張っていると聞き、なんとか障害福祉サービスで対応できないか、行政も交えて相談を重ねたが、結局何もできなかった。

➤ 保健福祉事務所

主たる介護者に入院を勧めたが、お子さんが心配（自分の作ったものしか食べない等）で入院を辞退されたため、医師と保健師が自宅を訪問し、最大限のゾーニングを施した。主たる介護者が自身で入院を決断した後、市へ報告し、稀なケースであることから県障害サービス課にも報告し協力を求めた。ご本人が陰性でも、利用直前の検査結果でないと施設利用につながらないことは経験上承知していたため、利用直前に検体を採取し、結果がすぐに出るよう配慮した。コロナ感染により、親亡き後の課題が顕在化した側面もある。

➤ **質疑**

行動障害のある方、知的障害のある方、重心の人はこれからどうすればよいか。重心者が陽性、濃厚接触者になる場合に、対応の検討がされるか不安になった。また、病院・施設から陽性者を移送する方法はあるだろうか。(伊勢原市障がい福祉課)

⇒ このスキームは、障害サービス課が調整窓口で、そこに移送も含まれると理解している。また、当所では小児慢性特定疾病患児の母から心配の声をいただいているのをよく承知している。陽性になった際の対応は、現状では事例を積み上げていくしかないと感じる。現状のスキームに乗らない方であったことから、担当課に課題として報告した。(保健福祉事務所)

➤ **会長**

本事例から、「**家族がコロナ入院した重症心身障害のある陰性の方が利用できる短期入所協力施設が無い**」ことが確認されたため、神奈川県障害者自立支援協議会に課題として提起したい。

● **保健福祉事務所との質疑応答**

事前に募った、以下の質問に保健福祉事務所から回答いただく。

- 事業所で陽性者が発生し、利用している人が保健所の指示で PCR 検査をした場合、結果が出るまではどう過ごせば良いか。また、陰性であった場合は、すぐに普段の生活に戻して良いか。
- 単身在宅生活で、移動が困難な障害者が濃厚接触者となった場合、PCR 検査を受ける病院までの移動手段で何か支援はないか。
- 毎日感染者数が掲載されるが、累積人数なので、治癒した人、療養している人の数の方が良いのではないか。
- 障害者は既往症を持つ人も多いので、一律のワクチン接種ではなく、本人の病状を把握しているかかりつけ医などでの接種を希望したい。
- 発熱があり、保健所に一時間電話をかけたが繋がらず、かかりつけ医に電話をすると保健所に連絡するよういわれ不安だった、という話を聞いた。保健所に電話が繋がらない時はどうしたら良いか。

回答の内容は、令和 3 年 2 月時点の知見に基づくものであり、時間の経過とともに相違する可能性があるため、本報告書では掲載しません。

3. 市町及び神奈川県障害者自立支援協議会等との連携

(1) 市町自立支援協議会

湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会事務局は、圏域内の 4 つの市町自立支援協議会とその部会の一部へ、委員やオブザーバーとして出席し、地域の取り組みから得られた成果と課題を共有しています。当協議会へは、それぞれの市町自立支援協議会から地域課題とそれに対する特徴的な取り組みを報告いただくことで、圏域内の優れた実践の共有につながっています。令和 2 年度は、例年通りに開催できた地域はなく、書面や Web を取り入れて工夫しながら開催されました。Web 開催を行った地域には、事前のテスト接続に協力しました。

(2) 神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議

神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議は、県内 5 つの圏域自立支援協議会、県、及び広域専門機関が参加していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により対面で 1 回の開催となりました。

その分、神奈川県と各圏域ナビとの連絡調整のために、令和 2 年度から継続している相談支援体制充実強化事業の打ち合わせや事例研究会（対面と Web を併用）の機会を活用しています。

(3) 神奈川県障害者自立支援協議会

神奈川県障害者自立支援協議会は、当事者、圏域自立支援協議会、県域の相談支援事業者、学識経験者、及び関係行政機関の職員が参加しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、開催された 2 回とも書面開催となっています。

(4) 湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会

湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会は、平成 27 年度のモデル事業からはじまり、平成 29 年 7 月までは当協議会との同日開催、同一委員構成（事務局等は別）でしたが、これ以降は事務局が相互に会議に参加し合って連携を維持しています。今年度は昨年度から継続している合理的配慮の好事例集（リーフレット）を完成されました。例年開催されている「湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消フォーラム」は、新型コロナウイルス感染症により中止されています。

III. 湘南西部圏域相談支援ネットワーク活動報告

1. 湘南西部圏域相談支援ネットワークの概要

市町行政、中核的な相談支援事業所（基幹相談支援センター、委託相談支援事業所等）、平塚保健福祉事務所、発達障害者地域支援マネージャーによりネットワークを構成しています。今年度のネットワーク会議は Web で 2 回開催し、コロナ禍でのニーズや支援の変化、地域課題などについて情報交換を行いました。

平塚市	平塚市障がい福祉課	ソーレ平塚生活支援センター
	サンシティひらつか	ほっとステーション平塚
秦野市	秦野市障害福祉課	秦野市地域生活支援センター “ぱれっと・はだの” 障害福祉なんでも相談室
伊勢原市	伊勢原市障がい福祉課	しせん相談室
大磯町	大磯町障がい福祉係	地域支援センターそしん
二宮町	二宮町福祉・障がい者支援班	
湘南西部 圏域	神奈川県発達障害支援センター かながわ A	
	平塚保健福祉事務所保健福祉課	

表 2 令和 2 年度圏域相談支援ネットワーク参加機関名簿

2. 湘南西部圏域相談支援ネットワークの活動状況

(1) 第 1 回圏域相談支援ネットワーク会議

日 時	令和 2 年 9 月 25 日（金）14：00～16：30
場 所	Web 開催（Zoom ミーティング）
参加人数	15 名

【主な議題と内容】

- ① 神奈川県障害者自立支援協議会、湘南西部圏域自立支援協議会について
資料に基づき、今年度のそれぞれの開催結果について事務局より説明する。
- ② 昨年度の実績と今年度の相談支援体制・取り組み予定について
資料に基づき、市町の令和元年度委託相談支援事業実績、協議会相談部会等活動実績、令和 2 年度市町相談支援事業所一覧、相談支援部会等活動予定を各機関より説明する。

③ 相談支援と地域での課題について【意見交換】

● 利用者との援助関係の維持について

病状により相談員に対し被害的な感情を持ったり、本人が望むサービスの量・内容等について相談員と折り合わない時に、援助関係の構築やサービス等利用計画の作成が難しい。市は本人に厳しいことを伝え、相談員は本人の気持ちに寄り添う役割を分担したり、関係修復のアプローチをしているが、相談関係の継続に難しさを感じることもある。(ほっとステーション平塚)

➤ 相談員がサービスをコントロールすることの適否や判断の難しさもある。行政以外との連携等の取り組みがあるか。(障害福祉なんでも相談室)

⇒ 医師の診察への同行や、訪問看護との同行訪問により、健康上必要な助言・厳しい事柄は看護師から伝えることが増えている。しかし、支援者が一枚岩になると本人の逃げ場がなくなるため、慎重に対応している。(ほっとステーション平塚)

➤ 計画相談支援を担当している事業所と利用者が合わず、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所に相談される場合はあるか。(障害福祉なんでも相談室)

⇒ その場合には、前担当事業所と対応の検討、関係悪化の原因究明等の連携をしつつ、当事業所でも関係維持が難しくなる可能性があると感じの上で対応している。反対に、当事業所で対応が難しい場合や、障害者就業・生活支援センター事業との分散を目的に他事業所に依頼する場合もある。(サンシティひらつか)

● 相談支援の在り方について

計画相談支援開始以降、サービス調整に相談支援のウエイトが置かれる傾向が強い。基幹相談支援センターとして地域の相談支援事業所を束ねる役割が追い付かない状況もあるが、相談支援のあり方について共通認識を持てれば、少しずつ前進できると思われる。(地域支援センターそしん)

➤ サービス等利用計画とモニタリング報告書作成以外は、委託相談支援事業所へ相談するよう利用者へ伝える事業所が多い一方で、基本相談をしっかり行う事業所もあり、差が大きい。相談支援専門員の裁量とは別に、法人や管理者の考え方による部分もあると思われる。(障害福祉なんでも相談室)

● 8050 問題・ひきこもりについて

地域高齢者支援センターと連携により、様々な相談を受ける。高齢の親からひきこもりの子の相談等が増えており、今年度は当事業所の相談員 4 名が 2~3 ケースずつ新規で関わっている。(障害福祉なんでも相談室)

➤ 障害者就業・生活支援センターでは、こまめに連絡をとって状況確認や話をする機会をつくり、本人が興味を示したらハローワークへの同行

等をしている。委託相談でもひきこもっている方と毎月面談している。本人が外出を拒否する場合は、様子を見ながらサービス等に興味を持ったなら連れ出すなど、粘り強く声掛けをするほかないと思われる。(サンシティひらつか)

- ▶ 大磯町では、定期的に地域ケア会議（医師、民生委員、ケアマネジャー、保健福祉事務所、行政、基幹相談支援センターが参加）を開催し、高齢、障害、児童を含めて検討の場を設けている。地域包括ケアシステムの先駆的な取り組みであり、実際に地域で起こっている 8050 問題やひきこもり等の課題などを協議している。二宮町は、扱うケースに応じて基幹相談支援センターが参加している。(地域支援センターぞしん)
- ▶ ひきこもりの方の相談は、電話相談の内容に応じて来所につなげるが、外出により病状の悪化が懸念される等で難しいケースも多い印象がある。来所可能な方は、一般的に言われている“ひきこもり”ではなく、学生で躓きがあったり対人面の不安感があるといった方で、特性を考慮しながら安心できる関係を築いて就労支援や地域の事業所につなげることが多い。どの方に対しても、医療や服薬に関する情報は慎重に提供している。(かながわA)
- ▶ 親が倒れてひきこもっている子の存在が発覚し、緊急で関わった方が今年度 2~3 名いる。全ての方に精神疾患がある訳でないが、社会に出る不安は大きい。移動支援でヘルパーと外出し、徐々に人や外出に慣れて通所につながることもある。統合失調症・医療中断で家に入れてくれないので、月に 1 回庭掃除をしに訪問する方がおり、初回訪問から半年以上が経過し難しさを感じるが、見守りながら本人が興味を持つことを待つほかない。(ほっとステーション平塚)

- 日中支援型グループホームについて

平塚市内に日中支援型グループホームが開設される。障害支援区分 4~6 の方の利用が可能とのことだったが、強度行動障害のある方などは難しいと思われる。しかし、入所施設に空きがない状況では、一つの手がかりになる。通常のグループホームでは介護度が高い、透析等により日中に通所する体力がない方への案内を検討しているが、支援内容の情報があれば参考にしたい。(サンシティ平塚)

- ▶ 秦野市内にも、今年度末までに 2 事業所の開設が予定されている。現状では不明だが、今後も本会議で情報を共有していきたい。(事務局)

- 地域移行支援の推進について

- ▶ 当事業所は昨年度、今年度に 1 事例ずつ地域移行支援を行い、そこで分かった難しさがある。一般相談支援事業所の立場で制度の使いづら

さをしっかり報告していく必要がある。(事務局)

- 秦野市は入院設備のある精神科病院が 4 箇所あるが、支給実績は年間 2 件程度である。病院と相談支援の役割分担や連携が難しく進まない状況や、病院側の退院支援が個別給付に乗らない側面もある。(障害福祉なんでも相談室)
 - 当町は地域移行支援の支給実績はなく、町内に指定一般相談支援事業所も無い。通常の相談支援の範疇として委託相談で退院支援をしている部分が多く、委託相談と地域移行支援の住み分け、個別給付のタイミング、病院・委託相談・一般相談支援の役割分担の難しさを感じている。(大磯町障がい福祉係)
 - 当市は一般相談支援事業所が 2 箇所あるが、実質動いていない。事業所側が、地域移行・定着支援ではなく通常の計画相談支援での対応を希望し、計画相談支援で退院支援をできている現状があり、住み分けや切り替えの設定が難しい。(伊勢原市障がい福祉課)
 - 退院前の関わりが長期に渡る場合があり、当事業所ではまず委託相談支援で加わり、支給開始後に地域移行支援を実施している。一般相談支援事業所が支給決定前に長期間無収入で支援することは難しく、支給決定後も最低月 2 回の対面支援などで時間を要する。しかし、委託相談支援事業所のみでは対応しきれないため、行政と一緒に退院困難な理由を洗い出し、個別給付による退院支援が可能な場合は一般相談支援事業所につなぐ流れを作りたい。事業所開拓も行政と取り組まなければならない。(ほっとステーション平塚)
- 個人情報の管理・取り扱いについて
 - 計画相談支援では契約時に情報提供の同意をいただいているが、関係機関に情報を提供する際に正確に伝わらず、リスクやトラブルが発生することがある。各機関の意識やスキルの差もあると思われる。(地域支援センターそしん)
 - 平塚市では個人情報書式を統一しており、契約時に関係機関等への情報提供の同意を得ている。情報は全て共有するが、随時改めて確認することを契約時に伝えて、気にする方であれば、再度確認している。相談で支援する方が利用する法人内事業所とのデータ共有を検討したが、個人情報の取り扱いなど課題が多い。(しせん相談室ひらつか)
 - 他機関との情報共有では、上手く伝わらずに相談員が悪者になることもある。常に関係機関とコミュニケーションをとり、利用者に伝えるべきでない情報や支援のスタンスを確認することでしかトラブル回避は難しいと感じる。万が一、特定の機関が悪者になった場合は、他の機関が良い役を担って本人に寄り添うなど、お互いの役割分担などで対応をするほかない。(サンシティひらつか)

- 個人情報の取り扱いに様々な機関が慎重になっているが、相談者に対して嘘をつかないことが大事であり、事前に情報の提供先や内容・範囲等を提示して、そこに収めることが大前提となる。(ばれっと・はだの)
- 新型コロナウイルス感染症対策での工夫
 - 相談員は消毒スプレーを所持している。関係機関が多いケア会議は、同じ内容を2回に分けて少人数で開催した。(事務局)
 - 会議室等へのアクリル板、扇風機、換気用の網戸の設置や、紙コップでのお茶等を提供している。モニタリングは電話対応が中心で、計画作成や認定調査では、玄関先での対面、電話対応、利用者希望による事業所への聞き取りのみなどがある。(サンシティひらつか)
 - 事前の電話での聞き取りによる訪問時間短縮、対面を希望しない方の電話での聞き取りと玄関先でのサイン等の対応をしている。電話による聞き取りのため、インカムの導入を検討している。(しせん相談室)
 - 当事業所は法人内他事業所等から人員補充ができず、職員1名が感染すると全員が濃厚接触者になり事業が閉止するリスクがある。リモートワークの体制が必要だが、セキュリティ等の問題があり難しい。BCP(事業継続計画)を作成したが、平塚での市中感染拡大時に職員を2班に分けて日替わりで出勤させ、施設長のみ別働とする計画である。しかし、市中感染拡大前に職員が感染すると事業閉止となる不安がある。(ほっとステーション平塚)
 - ⇒ マスク、換気、パーテーション等の対策をしていれば、全員が濃厚接触者にならない可能性がある。個別に相談いただければ事業所の状況等を踏まえて正式に回答できる。(平塚保健福祉事務所)

(2) 第2回圏域相談支援ネットワーク会議

日 時	令和3年1月15日(金) 14:00~16:00
場 所	Web開催(Zoomミーティング)
参加人数	15名

【主な議題と内容】

- ① 湘南西部圏域と他圏域の取り組み状況について
 - 湘南西部圏域事業の進捗状況と今後の見込み、他圏域の資料【湘南東部圏域：地域協議会開催状況、県央圏域：綾瀬市基幹相談支援センター(相談支援センターゆいまーる)のコロナ禍の取り組み】を共有した。
- ② 各機関の取り組み状況や課題について
 - 平塚市障がい福祉課

重症心身障害のある方の主たる介護者である家族がコロナ陽性となり入院（本人は濃厚接触者だったが陰性）し、市や県も介入したが施設の短期入所にもつながらず、結果的に同居のコロナ陽性の別の家族が本人を介護せざるを得ない状態となり、対応に苦慮した。

【令和2年第2回圏域自立支援協議会に事例報告（p15）】

- サンシティひらつか
後見申し立てについて、成年後見を受ける側（NPO成年後見等）の高齢化も相まってなかなかニーズに応えるのが難しい。書類作成も相談業務の中で行うことが多く、業務を圧迫している
- ほっとステーション平塚
 - 平塚市委託相談支援事業所間のコロナ禍での緊急事態における意思統一が不十分と感じる。市が主導し、対応方法を統一できるように働きかけてほしい。地域移行支援では、病院に面会に行けなくなったり、外出制限によりGHの体験利用が中止となり退院が長引き、更にGHの空きが埋まって退院が先延ばしになるというようなことが起きている。
 - 高齢の親からこれまで支援者と一切関りが無かった子どもの相談が続いており、なかなか面会できずアプローチに時間がかかっている。できたとしても3カ月以上の入院は難しいため、早い段階で障害支援区分の認定を行い、次の支援に繋げたい。
- ぱれっと・はだの
地域共生推進課、ケアマネ協会、地域高齢者支援センターと8050問題を話し合っており、地域高齢者支援センターが事例を集めている。問題が顕在化していない事例も対象に含め、協議ができる場を作りたい。
- 伊勢原市障がい福祉課
今年度は障がい福祉計画策定年度であり、協議会が策定委員会の役割を担っているため、積極的に対面で開催した。県が策定を見送りしている中で、国の指針から計画の方向性を読み取って市の計画へ落とし込むことに大変苦勞した。
- しせん相談室
密な情報共有のために出来るだけ対面形式で相談支援部会を開催したが、コロナ感染の状況を見ながら判断していきたい。
- 大磯町障がい福祉係
 - ケース引継ぎ時に相談支援事業所が変わる際は、行政が間に入ることによって利用者の意思を尊重し、混乱がないように対応したい。
 - 地域ケア会議には、基幹相談支援センターとして地域支援センターそしんが参加しており、保健福祉事務所、医師会、ケアマネジャー、訪問看護も参加しているので、この場が地域包括ケアシステムの協議の場となると考えており、今年度末の設置に向け検討を重ねている。地域生活支援拠点の整備については、中核的な事業所との協議の下、要

領を作成し届け出ていただきたいと考えている。

- 地域支援センターそしん
 - 「コロナ禍だから」という理由でそれが逃げ道になり、本人の意思決定が疎かになり、社会情勢や事業所の事情で主体が本人にない状況を招いてしまうことを危惧している。
 - コロナが発症した際の個人情報や人権に配慮する必要性を感じる。根も葉もないうわさや誹謗中傷があり混乱している中で、地域ケア会議に参加できていることは、チームで課題の抽出や取り組みを行えるチャンスであると感じている。

(3) 第1回圏域事例検討会

日 時	令和2年9月14日(月) 14:00~15:00
場 所	Zoom ミーティング
参加人数	7名(ご本人、みくるべ病院ケースワーカー、相談支援専門員、秦野市障害福祉課、県立保健福祉大助教、平塚保健福祉事務所秦野センター、かながわ湘南西障福ナビ)
経緯と内容	平塚保健福祉事務所秦野センターの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業のケア会議と合同開催した。ご本人は、精神科病院から地域生活移行を試み、GHの体験利用した後、病院に戻らざるを得なかった方であったが、相談支援専門員からは、今後の具体の支援の進め方と併せて、GHの調整にまつわる地域課題についても言及があった。かながわ湘南西障福ナビからは、体験利用によりGHの利用イメージができたことが大きな収穫であり、この先につながる貴重な経験であることをお伝えした。 *その後、10/12 地域移行支援会議にも参加

(4) 第2回圏域事例検討会

日 時	令和2年10月1日(木) 15:30~17:30
場 所	A 施設
参加人数	5名(障害福祉主管課ケースワーカー、相談支援専門員、A 施設職員2名、かながわ湘南西障福ナビ)
経緯と内容	行政と相談支援専門員から施設入所の調整が必要な障害者虐待事例の相談を受けたため、当事者支援に関わったことのある短期入所施設を同行訪問した。意見交換を通じて、今後の支援方針、必要な環境、施設側が懸念する事柄、家族像について共通認識を持つことができた。

(5) 第3回圏域事例検討会

日 時	令和2年11月16日(月) 13:45~15:45
場 所	丹沢自律生活センター総合相談室
参加人数	7名(しせん相談室ひらつか 相談支援専門員5名、かながわ湘南西障福ナビ2名)
経緯と内容	神奈川県相談支援従事者初任者研修で使用しているアセスメント様式は近年新たに導入されたもので、まだ地域で普及している訳ではない。今後、この様式でのアセスメントを学んだ相談支援専門員が増えてくることから、委託相談支援事業所が、地域の相談支援専門員とスムーズ連携を進められるよう、このアセスメント様式の体験を目的に、しせん相談室ひらつか から事例提供を受け開催した。併せて、アセスメントのポイントについて確認し合った。

(6) 第4回圏域事例検討会

日 時	令和2年12月11日(金) 14:00~16:00
場 所	ぱれっと・はだの
参加人数	7名(秦野市障害福祉課2名、秦野市基幹相談支援センター2名、障害福祉なんでも相談室2名、かながわ湘南西障福ナビ)
経緯と内容	秦野市障害福祉課と秦野市基幹相談支援センターからの依頼により、秦野市相談支援事業所等連絡会で相談支援専門員を対象に実施したアンケート調査結果のとりまとめを通じて、秦野市内の地域課題の整理と新年度からの対策の立案(相談支援事業所連絡会の運営方法の改善、など)に協力した。 *その後の令和2年度内の同様の会議7回(12月24日、令和3年1月6日、2月1日、8日、22日、3月11日、26日)にも参加し、協議した。

3. 湘南西部圏域内での研修の共有

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、地域で開催される研修会は大きく減りました。また、一部対面で開催された研修会などは、短時間、最少人数での開催とされており、年度後半からは、リモート研修の数が増えてきた印象があります。湘南西部圏域自立支援協議会では、こういった研修をとりまく環境の変化を考慮し、令和2年度湘南西部圏域自立支援協議会事業 事業計画において、例年行ってきた圏域内市町協議会等が主催する研修の圏域内共有には取り組まないこととしました。(事務局に、研修主催者からメールによる案内の周知があった研修等は、これまで通りその都度対応しています。)

4. 相談支援体制充実強化事業

本事業は、県域の相談支援専門員を対象に、昨年度より支援困難事例に関する専門的かつ継続的な助言等を行う事業として神奈川県が、かながわ湘南西障福ナビと同様に各圏域の地域生活ナビゲーションセンター（以下、「圏域ナビ」という）に委託して実施しています。相談支援専門員から基幹相談支援センター等を通じて（または直接）支援依頼を受けた圏域ナビが、専門機関（神奈川県立保健福祉大の研究者、神奈川県精神保健福祉センターの精神科医や福祉職等）と事例検討会（コンサルテーション）を開催しています。その後は専門機関による見立てや助言をもとに、圏域ナビが伴走者として必要な期間関わります。また、支援困難事例を支援する相談支援専門員を後方支援することと併せて、地域の中心となる相談支援専門員を育成することも目的であることから、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所にも本事業への協力と参加をお願いしています。今年度は、昨年度末で中断された1事例を含む2事例に取り組みました。

(1) コンサルテーション

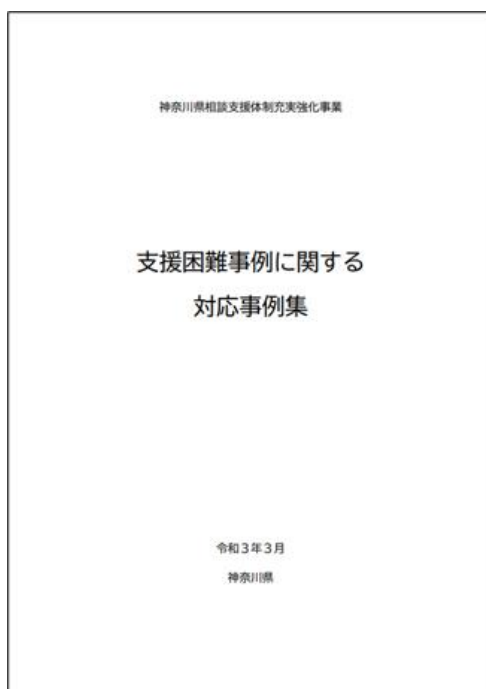
日時	《1事例目》 令和2年6月23日（火）10:00～12:30 《2事例目》 令和2年10月28日（水）14:00～16:00
参加者	相談支援専門員、障害福祉主管課ケースワーカー、基幹相談支援センター等、サービス提供事業所、県立保健福祉大学講師（助言者）、かながわ湘南西障福ナビ

2事例とも、相談支援専門員も含めた支援者は、これまでの支援の中で疲弊している様子がありましたが、事例検討会終了時には、新しい発見や捉え方の変化を通じて、まだできることがあると気づき、皆表情が和らぎました。かながわ湘南西障福ナビでは、事例検討会で共有された今後の対処方針に則り支援を再開できるように、会議の成果をとりまとめて、報告書として出席者全員と共有しています。p29の図は、会議の成果を通所事業所職員全体で共有していただくことを目的に、ポイ

ントを視覚的に分かりやすく伝えるため、事務局が補助的に作成した報告書の一例です。事例検討会終了後は、継続支援として会議を開催しますが、2事例とも個別の事情により、開催していません。

(2) 事例研究会

日 時	令和2年9月2日、10月7日、11月9日、12月7日 (Web)、22日 (Web)、令和3年1月14日 (Web)、2月5日 (Web)、19日
場 所	ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく 会議室
参加人数	10名 (神奈川県障害福祉課、神奈川県立保健福祉大講師、横須賀三浦圏域ナビ、湘南東部圏域ナビ 2名、県央圏域ナビ、県西圏域ナビ 2名、かながわ湘南西障福ナビ 2名)
内容	事例集としての全体の構成、各圏域から集まった事例の掲載内容 (項目、表現方法など) などについて意見交換し、各種調整を行った。また、それと連動して、事例集を通じて相談支援専門員をどのように支えるか、どのようなメッセージを送るかについても検討を重ねた。 その他、令和3年2月21日に緊急作業会議をWebで2度開催し、巻末の参考資料と各事例の『この事例から学ぶこと』との紐づけ作業を進めた。

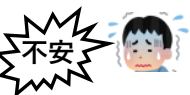


2年度に渡る事例研究会と半年間の編集作業を経て、令和3年3月に相談支援専門員向けに

「支援困難事例に関する対応事例集」が発行されました。この事例集 (冊子) は、令和3年3月に神奈川県から市町村経由で神奈川県域のすべての相談支援事業所に配布されました。

データファイルをご希望の方は、「神奈川県 相談支援体制の充実のために」で検索し、神奈川県の該当ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/20210406.html> からダウンロードしてご利用ください。

どこで何をするか見通しが持てない



支援方針

安心して毎日過ごせる環境を作る

安心できる行動（問題行動）をとる

- a. 大声を出す
- b. 事務所で写真を確認する
- c. 物を壊す
- d. 家に帰ろうとしない
- e. トイレに行かず失禁する
- f. 入浴を拒否する



助けて！のサイン

いつ、どこで、何を、どれくらいするのか、終わったら次に何をするのかを、意味として理解できるように関りをしてほしい。
自分が安心できる情報を得ながら暮らしたい。

本人のニーズ

《自閉症の人の基本特性》
見通しが立つと力を発揮する
意味が理解できると力を発揮する

- ① 写真を意味として活用し、さりげなく事前に伝える。1週間先までのカレンダーを用意し、いつどこで何をするかをの予定、担当職員の予定がわかるようにする
- ② 安心していただける環境をつきとめる
- ③ トイレでは関わらない支援も

↓ そのために

- 本人にわかるツールは何か
- どのようにすると意味として伝わるか
- ① 安心できる情報は何日先までか（多分1週間先か）
- 問題行動をしない時、ニコニコしている時、一人でトイレに行けた時の状況・条件を記録していき、分析する
- ②
- ③

R2年度 湘南西部圏域相談支援体制充実強化事業

1

本人理解をより深め、支援につなげるために

(大きな) 声

声を出した本人の意図（注意喚起、情報提供、意思表示、など）を理解するため、サンプルを集め、解釈する

それが解るようになれば、適切に対応できる。
“要求”なら、“どうしたら良い？”
“誰かが来た（情報提供）”なら、“そうだね”など

帰宅拒否

好き嫌いの感情論ではない。家族の理由によるショートステイでルーティーンが大きく崩れて本人が混乱したことが大きな原因。自宅に戻っても、混乱は収まらず、不安が強くなった。
見通しが持てないことが最大の原因であるため、見通し（いつ・どこで・何を）をわかるように伝えること。

写真へのこだわり

- 不安なので安心を求める確認行動
- 視覚優位の証
- 決まった所に物があることを 見て安心できる

言語が苦手なため言葉かけは極力避け、本人が意味を理解できる コミュニケーション手段として使う

トイレの拒否

本意でない時にトイレに行かされて、何をされるかわからない不安が背景。急に言われるとびっくりする。
負の安定材料になり繰り返す。

トイレの間隔、時間を把握した上で、関わらないことも支援になる

R2年度 湘南西部圏域相談支援体制充実強化 事業

2

*このページのスライドは、湘南西部圏域でのコンサルテーション後に助言者のアドバイスをまとめた参考資料であり、「支援困難事例に関する対回事例集」とは関係がありません。

IV . 湘南西部圏域重症心身障害児者及び

医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク活動報告

1. 重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークの概要

平成 22 年度の支援検討委員会における実態調査結果から抽出した地域課題の軽減・解消に向けて、情報交換と地域連携の強化を目的としてネットワーク活動を開始しました。今年度は、他の活動と同様に、ネットワーク会議は Web で開催しました。当初は昨年度の中心的な議題であった災害への備えについて更に深めていく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症に関する情報交換・意見交換が中心になっています。医療機関懇談会は、医療機関の本来業務のひっ迫状況を考慮し、また、事業所情報交換会は、50 名規模でのグループワークの実施は難しいと判断し、それぞれ開催を見送りました。一昨年度から平塚保健福祉事務所秦野センター（以下、「秦野センター」という）の小児特定疾病部会に設置されたワーキングにおいて、退院して自宅に戻る医療的ケアを必要とするお子さんと保護者の方のニーズに応えるためのツールを作成し、昨年度末の研修会で公表し、参加者との意見交換により更に改良を進める予定でしたが、新型コロナウイルス感染症により令和 2 年度へ延期になった経過がありました。しかし、令和 2 年度中も同様の理由から開催の目途は立ちませんでした。令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症による社会の動向も考慮しつつ、再検討の必要があります。

OHANAの会	病児・肢体不自由児・者・父母の会 湘南HONカンパニー
平塚児童相談所	平塚保健福祉事務所
平塚保健福祉事務所秦野センター	神奈川県立総合療育相談センター
平塚市障がい福祉課	平塚市こども家庭課
秦野市障害福祉課	伊勢原市障がい福祉課
大磯町町民福祉部福祉課 障がい福祉係	二宮町健康福祉部福祉保険課
神奈川県立平塚養護学校	神奈川県立秦野養護学校
神奈川病院	訪問看護ステーションひかり
つるかめ訪問看護ステーションかみおおつき	すこやか園生活支援センター
ソーレ平塚（あんしんネット）	障害児・者・家族サポート事業所 スプラウト
ソーレ平塚地域支援センター	地域支援センターそしん
神奈川県障害福祉課	

表 3 令和 2 年度圏域重心・医療的ケア支援ネットワーク参加機関名簿

2. 重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークの活動状況

(1) 第1回重心・医療的ケア支援ネットワーク会議

日 時	令和2年9月4日（金）10：00～12：00
場 所	Web開催（Zoomミーティング）
参加人数	25名

【主な議題と内容】

- ① 神奈川県障害者自立支援協議会、湘南西部圏域自立支援協議会の取り組み状況、今後の予定について報告し、以下の配布資料を説明する。
 - 「神奈川県医療的ケア児実態把握調査結果（概要）」
（<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/60655/ikeatyouso-gaiyou.pdf>）
 - 「災害時の電源対策に『0円ソーラープラン』」
（<http://ohisama.kcmc.jp/information/1287/>）
おひさま 小児在宅療養ナビ
 - 「人工呼吸器などで使用、災害時備え発電機購入『医療的ケア児』いる家庭らの団体、ネットで資金募る」
（<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/192019>）
2020年3月30日 京都新聞
 - 「令和元年度障害者総合福祉推進事業 『医療的ケア児者とその家族の生活実態調査』 調査結果概要」
（https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/05/koukai_200520_1_2.pdf）
2020年5月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 - 「新型コロナウイルスによる生活への影響等緊急アンケート調査結果」
（<https://sites.google.com/view/kyoto-kick/お役立ち情報/コロナウイルス緊急アンケート結果>）
＜公式＞京都の医療的ケアを考える会 KICK 2020年5月23日実施「新型コロナウイルスによる生活への影響等緊急アンケート」結果一覧
 - 「鎌倉市・逗子市・葉山町にお住まいの方へ 医療的ケアなどが必要なお子さんへ相談窓口のご案内」
（<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/66134/goannai.pdf>）
 - 「医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について」
（<https://www.mhlw.go.jp/content/12204500/000652672.pdf>）
- ② 本会議で伝えたいこと
 - 湘南HONカンパニー
手指消毒用エタノールやアルコール綿が手に入らない場合の不安がぬ

ぐえない。医療的ケアの必要な障害児者専用の購入サイトを情報としていただいた。厚労省運営サイトなので、全国対象だと思うが、私も含め知らないご家庭がほとんどであった。情報の迅速な周知を願う。

⇒ アルコール綿など衛生用品の配布情報については、情報の収集と必要な情報の迅速な周知には、今年度衛生用品等の配布情報を事務局からメールまたは電話で発信し、各市町、特別支援学校、事業所から当事者家族に直接周知いただいている。今後も本ネットワーク関係の皆様協力いただきながら進めていきたい。(事務局)

- ソーレ平塚地域支援センター

当事業所では PCR 検査を受けた職員や利用者が複数いたが、国や県のガイドラインのみでは事業休止等の対応の判断が難しい。他事業所等の対応の基準を知っていれば、サービスを併用している利用者への幅広い対応が可能になるため、事業所間の情報共有が大事だ。

⇒ ソーレ平塚地域支援センターを併用している利用者があるため、感染疑いがあった際は互いに協議して対応を決めざるを得ない。ハイリスクな利用者が多いため、一時閉所や時間短縮等の厳しい対応をした。ただ、非常に多くの時間を要し、対応の遅れや、後で判明することも多かったため、判断の明快な基準があると非常に有難い。
(障害児・者・家族サポート事業所 スプラウト)

⇒ 当法人のマニュアルでは、PCR 検査を受けた時点で、結果が分かるまでは事業を休止することとした。これまで利用者のサービス併用先として前出の2事業所と密に連携し、PCR 検査情報を得て事業を休止していたが、今後次々に PCR 検査を受ける方が出ると、長期間の事業休止も考えられ、法人内の他の事業へも影響が及ぶ。他事業所での判断基準を調査したところ、A 市では検査中でも陽性が確定していなければ事業を継続する共通認識があるようだった。PCR 検査を受けた段階で事業を休止する必要性の有無について、県や圏域で共通認識を持てると良い。(地域支援センターそしん)

⇒ 現段階では特に一定のルールを設けている市町の情報を確認できていないが、実際に同様の問合せが県に寄せられている。改めてお示しできるものがあるか確認したい。(県障害福祉課)

➔ 会議終了後、県障害福祉課より、提供できる情報は無いと事務局に連絡あり。また、ネットワーク委員より、A 市の介護保険事業所向けに該当する文書があるとの情報提供があり、それぞれ会議出席者と情報を共有した。

- 平塚市こども家庭課

医療的ケア児の家族から“実際の生活の様子を見てほしい”と要望があり、外出時の物品や車に乗り込む様子を拝見した。日々時間や体力がギリ

ギリの状況であり、レスパイトの大切さを伺った。支援者が正確に生活をイメージできるよう、Web 会議等で映像を用いて情報共有できると良いとの提案があり、今後対応を検討したい。

- 訪問看護ステーションひかり

様々な課題を抱えた家庭があるが、ケース会議を開催することで困りを整理し、複数の支援者で解決策を検討しサポートできる。市でケース会議を設けていただけると良いのではないか。

⇒ 医療的ケア児分科会の中でコア会議のような場の設置を考えており、そこで検討したい。今後進めていきたい。(平塚市こども家庭課)

⇒ サービスを利用していない小さい子どもの場合、障害児相談支援の対象にならず委託相談支援事業所が中心になると思われるが、イニシアチブをとっていく人が見えづらい印象がある。(事務局)

③ 本会議で他機関に尋ねたいこと

- 神奈川県のコロナ対応スキーム

➤ コロナの不安を他の保護者に尋ねたところ、一番は介護者の感染であった。神奈川県ホームページには、家族がコロナ入院した場合、陰性の本人を受け入れる『短期入所協力施設』や、福祉的ケアの割合が高く医療機関への入院が難しい陽性の本人を受け入れる『ケア付き宿泊療養施設』が載っているが、稼働状況はいかがか。(湘南HONカンパニー)

⇒ 介護者がコロナ入院で不在となった場合、まずは保健所で優先的にPCR検査をしていただいた上で、その方の状態像に応じて行き先を調整していく。この事業は福祉の度合いが強い方が対象だが、現状では医療的ケアの必要な障害児者は対象にはならないので、県の対策本部で対応を検討中である。(県障害福祉課)

➤ ヘルパー等での感染者発生によりサービスが提供できなくなった場合、そこへの職員派遣も可能か。(湘南HONカンパニー)

⇒ 「福祉施設における応援職員派遣事業」は、施設の中で職員が感染または濃厚接触者となった場合に、その代わりに福祉関係職員を派遣するもので、本事業は生活の場の支援を補完することが目的であるため、対象施設・種別は原則入所施設やグループホーム等となっている。(県障害福祉課)

- ケア付き通学支援

➤ 市町での動きはいかがか。

✓ 平塚市：実施に向けて進めたいと考えている。

✓ 秦野市：実施の方向で考えているが、利用者のニーズがなく、引き受けていただける事業所がない。

✓ 伊勢原市：対象者の日々の様子の把握や、車と運転手が必要であ

るため、事業所の協力が必須だが見つからない。今後、予算内で資材をどの程度持ち出すかという点を含めて検討を進めたい。

- ✓ 大磯町：現在対象者がいないため、特段動きはない。
- ✓ 二宮町：対象者が少なく、他市町村の動向も見つつ検討したい。

- 短期入所

- 神奈川病院の短期入所が個室対応で再開したが、次に利用するまで期間が長くなると、保護者の精神的肉体的負担が大きくなるため、人数を縮小してでも受け入れの継続を検討する余地はあるか。
- 利用枠は、平常時よりも少ない状態での再開か。
 - ⇒ 短期入所の休止期間中も、緊急の方を数人受け入れた。8月から再開したが、感染対策のため制限が生じており予約は取りづらい。これまで2ヵ月前から受けていた予約を、前月の中旬に翌月分を受け、中旬に利用予定を通知することに変更した。緊急性（家族の入院や治療、出産等）のある方をできるだけ受け入れている。それ以外の方は順次受け入れるが、8月は断る方が非常に多かったため、9月は前月に断った方を優先した。次回の利用まで何ヶ月も待たせないよう配慮している。9月に予約したが、“コロナが心配だから予約を取り下げたい”という方がいた。本当は利用したいが怖くて使えないなど、心配な方もいる。（神奈川病院）
 - ⇒ 既に契約済みで医療的ケアが必要な方に限り2床で受け入れている。しかし、“（感染が）心配だから使いたくない”、“福祉施設ならではの活動が制限されていて楽しめないからやめる”などと利用を断られるケースもある。契約者との定期連絡の際に、“大変だけど仕方ないから家で見るしかない”、“限界に近い”と言う家族もあり、不安を受け止めつつ、利用する気持ちになったら連絡いただきたいと伝えている。感染症対策で相部屋を個室化する工事を予定しており、工事中は1床になる。（あんしんネット）

- 通所事業所の感染症対策

- 感染疑いの利用者が乗った送迎車を消毒せずに、養護学校の生徒が乗車したところ、その感染疑いの方の陰性が確認できるまでその生徒の通学が禁止になった。学校の基準を満たす方法で消毒し、子どもたちには安心して送迎車を利用してもらい、学校にも通ってほしいので、学校で認められている消毒方法を教えていただきたい。（通所事業所）
 - ⇒ 事業所が対応に苦慮されたことは承知しているが、感染の可能性を考えて念のため翌日の登校を控えていただいた。スクールバスは、登下校時それぞれで生徒が降りた後、手が触れる部分の全てを次亜塩素酸ナトリウム消毒液等で拭いている。現在はマイペットに変更になっている。（特別支援学校）

- ④ 新型コロナウイルス感染症対応に関する保健福祉事務所との意見交換
 事前に募った、事業所等での対応で迷うことなど 15 の質問に、保健福祉事務所から回答いただき、意見交換を行った。

回答と意見交換の内容は、令和 2 年 9 月時点の知見に基づくものであり、時間の経過とともに相違する可能性があるため、本報告書では掲載しません。本会議終了後にそこでの質疑も踏まえ、平塚保健福祉事務所は、地域の事業所が抱える不安に応えるため、湘南西部圏域の障害福祉サービス提供事業所向けに、「新型コロナウイルス感染症が疑われたら・・・」、「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（入所系）（通所系）（訪問系）」（資料編 p 48～49）を作成され、かながわ湘南西障福ナビを通じて 9 月に圏域内市町、関係機関に配信しました。その後、県障害福祉課からの要請により、他圏域にも参考資料として配布されることになりました。令和 3 年 3 月末時点で「新型コロナウイルス感染症が疑われたら・・・」には現状にそぐわない内容が含まれていますが、連携して地域を支える取り組みの記録として参考までに掲載するものであることに留意してください。

(2) 第 2 回重心・医療的ケア支援ネットワーク会議

日 時	令和 3 年 1 月 22 日（金）10：00～12：00
場 所	Web 開催（Zoom ミーティング）
参加人数	26 名

【主な議題と内容】

① 各機関の取り組み状況

● 神奈川県

➤ 「医療的ケア児への支援について」（神奈川県ホームページ）

神奈川県医療的ケア児等実態把握調査結果での、支援に関する情報発信を強化すべきとのご意見を基に、ホームページの充実を図っている。新型コロナウイルス感染症に係る関連情報について新たに項目を追加するなど、新しい情報を集約し随時掲載できるよう努めている。

◇ OHANA の会

県ホームページの内容の充実に向け、以下の意見をヒアリングでお伝えした。①出産後に病院を退院して在宅生活に戻った時、何が必要かすら分からなかったため、そんな家族を導いてくれるナビゲーターが欲しい。②既存の資料は手帳取得後にできることが中心に掲載されているが、在宅生活の開始直後は通院に必要な情報の収集などがまず必要であることから、関係機関に出向く前に、困りごとに対応する相談先の一覧が欲しい。③家族は障害受

容ができていないため、資料を渡されてもショックを受ける可能性がある。病院にポスターを掲示し、そこに掲載されたQRコードから退院前に自ら情報が取得できると良い。

➤ ケア付き通学支援

令和元年度に県が予算化した市町村が取り組む事業であり、現在実績は確認されていない。近隣で先進的に取り組みを進めている事業所では、放課後等デイサービス事業所の看護師及び送迎車両等を活用し、その事業所を利用している児童から試験的に始めて行く予定で、次年度は2つ目の事業所が実施を検討している。

➤ 医療的ケア児等コーディネーター

配置と運用が重要であり、県医療課と協力し動いている。横須賀・三浦圏域では、行政を含めた関係者で検討会を開催し、コーディネーターの役割と活動について意見交換し、令和5年度から横須賀・三浦圏域で実施予定である。会議の傍聴は可能である。

● 平塚保健福祉事務所

小児慢性特定疾病患児の療養状況や災害時の備え等を更新時アンケートで確認した（平塚・大磯・二宮・藤沢・茅ヶ崎・寒川の720名対象）。就学前児童の3割、就学後児童の7割の家族が相談を希望しており、希望する相談内容は「今後の症状の変化」「就園先・就学先」「通学介助」「移送・交通費」「レスパイト先」「生活のために就労が必要、預け先が欲しい」「災害時の電源・薬・避難所」などだった。

➤ 災害への備えで、予備バッテリーが高額という課題があるが、自治体によっては日常生活用具として補助の対象となっている。災害時の課題については今後も取り上げていきたい。（事務局）

● 平塚市障がい福祉課

重症心身障害のある方の主たる介護者である家族がコロナ陽性となり入院（本人は濃厚接触者だったが陰性）し、市や県も介入したが施設の短期入所にもつながらず、結果的に同居のコロナ陽性の別の家族が本人を介護せざるを得ない状態となり、対応に苦慮した。（p15と同一事例）

➤ 第1回の本会議で、ケア付き宿泊療養施設や短期入所協力施設を利用することが難しいと分かったが、実際に起きた事例を基に対応を検討しなければいけない。圏域協議会でも報告する予定である。（事務局）

➤ 人工呼吸器を使用している児童の家族が陽性となり、「2週間、訪問看護を休む」と言われた。当事業所では対応する方針であったが、家族が辞退された。（訪問看護ステーションひかり）

● 平塚市こども家庭課

医療的ケア児支援分科会では、医療的ケア児や重心の方に特化したページを平塚市ホームページ上に作成予定である。また、災害への不安に対して、市災害対策課の協力を得て取り組みを進めるべく、アンケートを実施

している。放課後等デイサービスを医療的ケア児や重心の方に多く支給することができないか検討しており、こちらアンケートを実施している。

- 伊勢原市障がい福祉課

医療的ケアを必要とする障がい児者の日中活動の場を確保するため、看護師不在の時間帯に訪問看護師を事業所等に派遣する医療的ケア支援事業を数年前から検討していた。今年度に入り、翌年4月から通園する児童の相談があり、訪問看護師の保険や指示書（保護者が手順書を作成）の作成について調整してきた。費用についても負担上限額を設けた要綱を作成し、実際に動けるよう準備を進めている。

▶ 特別支援学校で支援を行うことは可能か。（平塚養護学校）

⇒ 短時間かつ看護師が不在の時間帯であれば可能である。（伊勢原市障がい福祉課）

- 訪問看護ステーションひかり

コロナ禍で母親たちが体調を崩していることが目立つためアンケート調査を実施した（25名中24名が回答）。幼児や小学生の子育てをしている母親は自分の時間が持てて成長を楽しんでいる様子もあった。中学生以上の子を持つ母親たちは、祖父母が高齢となりサポートが無くなったことで、母親の身体的・精神的な不調が多くなっていった。高校生以上の子どもを持つ母親たちは、子どもの身長が伸び体重も増え、介護が大変となっていて、腰痛、睡眠時間が少なさによる体調不良、自分が受診する時間の取れなさ、自分の時間が持てないことでのイライラなどが目立った。しかし、子どもが成人になると通所が送迎付きとなるため、身体が楽になり、イライラすることもなく精神的にゆとりができた、と回答する母親が多かった。また、24名中12名の母親は就労・社会復帰を考えており、現在5名の母親が働いている。出産後1～2年の間は不安定で、社会復帰できない事にストレスを抱えている傾向があった。

- ソーレ平塚（あんしんネット）

コロナ禍でも、短期入所は中止せずこれまで通り継続してきたが、「短期入所の利用を控えたい」と辞退する方も多かった。また、コロナの影響で通所できないため、新たに短期入所利用を希望する方もいた。コロナ禍ではあるが緊急時や家族の体力の限界などによる利用ニーズに corres 応するため、24時間365日の看護師配置によるサービスの提供を検討している。

来年度であんしんネットの事業が終了になる可能性があり、神奈川県は、病院等での医療型短期入所への移行を勧めている。利用者の中には、身体拘束や生活の場ではないため楽しめないことなどへの不安を訴え、病院ではない福祉サービスの利用を希望する方がいる。他にも強い困り感や将来への不安などの相談が寄せられており、今後も支援の継続が必要と感じている。ただ、事業終了により人件費など予算面の不安が生じるため、そのまま事業を継続できるか心配している。

- 障害児・者・家族サポート事業所スプラウト

利用者の年齢が高くなってきており 40 代半ばの利用者もいる。今後、自宅での介護が難しくなった方へ対応するため、医療的ケアのある成人を対象としたグループホーム開設を検討している。夜間看護師の配置は、負担が大きいが、利用者が日中に当事業所へ通所することで経営が成り立つ。医療的ケア児は注目を浴びているが、当事業所では医療ケアのある成人についても力を注ぎたい

② 意見・情報交換

- 平塚市こども家庭課
 - 重心児の放課後等デイサービス支給量への配慮、ケア付き通学支援と医療的ケア児等コーディネーター配置の進捗があれば、うかがいたい。当市では、近隣市のケア付き通学支援の実施要綱を参考に案を作成し、担い手候補の事業所に意見をうかがい進める予定である。
 - ◇ ケア付き通学支援では、午前中の看護師の確保が課題である。放課後等デイサービスの支給量は個別に調整を行っており、重度障害により標準支給日数以上の方もいる。(伊勢原市障がい福祉課)
 - ◇ 重心判定を受けている方、重度重複障害のある方は上限日数を 3 日、家族が協力できない状況で条件を満たせば上限日数を 8 日多くするなどしている。(大磯町障がい福祉係)
 - 医療的ケア児等コーディネーターの「配置」とは何をもって配置とするのか。(大磯町障がい福祉係からも同様の質問あり)
 - ◇ 具体的に国から示されていない。次年度以降も、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定目標になっているため、確認後、情報提供したい。(県障害福祉課)
- 訪問看護ステーションひかり

神奈川病院の短期入所を利用する家族の中には、荷物が多く困っている方もいる。一般駐車場から病棟に荷物を持って行く負担が大きいとも聞く。

 - 神奈川病院

1 年前に例外ケースの適用が終了し、多くの利用者が大荷物となっている事を、当院でも問題視してきた。そのため、「短期入所用のアメニティ」を提供するため、内容や費用について検討している。駐車場については、現在「駐車許可証」を発行し重心病棟の近くの駐車場に車を止めることを許可している。昨年 1 月から実施していたが、コロナの影響で情報が行き届かずにいた。

この度の緊急事態宣言の延長に伴い、「緊急性のある方の利用」とさせていただきます通知した。今月から短期入所利用者は、重心病棟近くの駐車場へ到着後に療育指導室に電話を入れ、駐車場に職員が出向き検査を実施している。

V. 自立支援協議会、部会等への参加状況について

以下の会議に参加し、連携して取り組みを進めました。新型コロナウイルスの影響等で中止になり、年度内に参加実績のない会議は記載していません。

神奈川県障害者自立支援協議会（書面 2）	
平塚市障がい者自立支援協議会（書面 1）	
平塚市障がい者自立支援協議会 地域生活支援部会精神分科会（対面 2）	
平塚市障がい者自立支援協議会 こども部会医療的ケア児支援分科会（書面 1）	
秦野市障害者支援委員会（対面 2、書面 1）	
秦野市相談支援事業所等連絡会（対面 3）	
秦野市相談支援事業所等連絡会 アンケートとりまとめワーキング（対面 7）	
伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会（対面 2、Web1）	
伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会 企画運営会議（対面 2）	
伊勢原市障がい者と暮らしを考える協議会 相談支援部会（対面 1、書面 1、Web1）	
二宮町・大磯町障害者自立支援協議会（書面 2）	
二宮町・大磯町障害者自立支援協議会 部会（対面 1、書面 2）	
神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議（対面 1）	ナビ連絡会（Web2）
湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会（書面 3）	
平塚保健福祉事務所秦野センター 地域精神保健福祉連絡協議会（書面 1）	
平塚保健福祉事務所秦野センター 保健福祉サービス連携会議母子保健委員会（書面 1）	
湘南西部圏域あんしんネット支援協議会（書面 1）	
平塚児童相談所 施設入所中児童の地域移行に係る連絡会議（書面 1）	
平塚児童相談所 施設入所中児童の地域移行に係る連絡会議（書面 1）	
放課後デイサービス特例措置終了期限設定に関する意見交換会（Web1）	
神奈川県立平塚養護学校 肢体不自由教育部門の進路に関わる連絡会（対面 1）	

資料編

- 「湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱」(p41)
- 「令和2年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業事業計画」(p41)
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針
「別添資料1 イベント等の実施の取り扱い」(p43)
- 令和2年度第1回湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会
「協議事項『新型コロナウイルス感染対応から見えた課題について』に関するご意見」(p44)
- 令和2年度第1回湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会
「資料に関する質問と回答」(p44)
- 「【情報提供】市内障害福祉サービス事業所内でコロナ陽性者が発生した場合の対処」(p46)
- 「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対応フロー（対象者：入所者、通所者、施設職員の場合）」(p47)
- 「新型コロナウイルス感染症が疑われたら・・・」(p48)
「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(入所系サービス)」(p48)
「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(通所系サービス)」(p49)
「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(訪問系サービス)」(p49)
- かながわ湘南西障福ナビだより第107号～第112号(p50)
(令和2年度発行分)

事業計画

(目的)

第1条 神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき、湘南西部障害保健福祉圏域(以下、「圏域」という。)における相談支援等のネットワーク形成を通じて、重層的な体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者等の福祉の増進を図るため、圏域自立支援協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができるものとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について、協議を行う。

(1) 圏域における相談支援等のネットワーク形成の推進に関すること。

(2) 圏域における市町の相談支援に関すること。

(3) 圏域における福祉サービスなどの社会資源に関すること

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が召集する。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものを出席させることができる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会に係る庶務は、社会福祉法人常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年7月8日から施行する。

I. 事業目的

湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業は、湘南西部障害保健福祉圏域(平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町)における相談支援のネットワーク形成等を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

II. 事業内容と計画

1. 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会

(1) 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会(以下、「協議会」という)の開催

設置要綱に基づき、当事者、指定相談支援事業者、市町協議会、行政、特別支援学校、社会福祉協議会、専門相談機関等で構成する協議会を開催する。市町協議会をはじめとする各機関、当事者活動から見えてきた地域課題や優れた取り組みを共有し、湘南西部圏域として課題解決にむけて取り組みを進める。

ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止に向けた神奈川県の方針を受け、対面での開催は原則行わないため、7月の第1回協議会は書面で開催する。第2回協議会は、2月に書面もしくはWEBで開催する。

(2) 神奈川県障害者自立支援協議会への参画

神奈川県障害者自立支援協議会に出席し、協議会等での地域課題や相談支援等のネットワーク形成支援の取り組み状況等について報告を行う。また、神奈川県障害者自立支援協議会に係る調査・研究等に協力し、権利擁護部会に参画する。

2. 湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止に向けた神奈川県の方針を受け、主催する会議・事例検討会は、原則として、書面もしくはWEBで開催する。

ただし、新型コロナウイルス感染症のまん延状況やその他の状況を鑑み、神奈川県と協議の上、開催時期・方法・回数を変更する。

(1) 相談支援ネットワーク

圏域内市町行政、委託相談支援事業所を中心に、保健福祉事務所、発達障害者支援マネジャー等で構成する。湘南西部圏域内市町の相談支援体制整備と人材育成の促進を目的に、地域での取り組みや課題を共有し、解決に向けて協力して取り組む。

① ネットワーク会議

WEBもしくは書面で年2回（9月、1月）開催する。

② 湘南西部圏域事例検討会

湘南西部圏域市町協議会の相談部会等と事例検討会を合同開催し、地域における事例検討会の定着による相談支援専門員のサポート体制の更なる充実に協力する。年に4回開催する。

③ 研修の共有

湘南西部圏域内の市町協議会、部会等が主催する研修会のうち、主催者から了解を得られた研修会を圏域内の他の市町に共有することで、人材育成の機会を増やす。

ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、より少ない人数での開催が望ましいことから、実施しない。

④ 相談支援従事者初任者研修への講師派遣

相談支援従事者初任者研修に湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンターから講師等を送出し、圏域内の新規の相談支援従事者の養成に関わることで、市町協議会の相談部会等につながるきっかけを作り、相談支援専門員の人材育成を進める。令和2年度からの研修カリキュラム変更に伴い、年に10日程度派遣する。

⑤ 相談支援体制充実強化事業

相談支援専門員から支援依頼を受け、湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンターが専門機関によるコンサルテーションの開催を調整し、そこでの見立てや助言をもとに基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携してその後の支援の伴走者として必要な期間関わる。また、神奈川県が主催する研究会での対応事例集作成に協力する。今年度は新規で1事例対応し、神奈川県からの要請に基づき研究会に出席する。

(1) 重症心身障害児者及び医療的ケアの必要な方の支援ネットワーク

湘南西部圏域内の当事者家族、事業所、市町行政、保健福祉事務所、訪問看護ステーション等で構成し、平成22年度の支援検討委員会実態調査結果から把握した圏域課題をはじめとした重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方に関する地域課題の解消にむけて、情報交換と連携の強化に取り組む。

① ネットワーク会議

WEBもしくは書面で年に2回（9月、2月）開催する。

② 医療機関懇談会

湘南西部圏域内の医療機関のソーシャルワーカー、あんしんネット事業者、保健福祉事務所、訪問看護を中心に、市町行政、相談支援事業所、医師へも参加を呼び掛けて年に1回会議を開催する。

ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から開催しない。

③ 事業所情報交換会

湘南西部圏域内の重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方を支援する事業所間の顔の見える関係の構築による連携の強化と情報交換を目的に開催する。

ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から開催しない。

④ 医療的ケアを必要とする児童の退院に伴う地域との連携ツールの作成

平塚保健福祉事務所秦野センター小児特定疾病部会ワーキングに参画し、医療機関、行政とともに連携ツールを作成し、実際の退院場面での活用の検証を目指し協働する。また、研修会を共催し、ツールの活用と医療・福祉・教育・母子保健の顔の見える関係の構築づくりを進める。

ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、平塚保健福祉事務所秦野センターとの協議により実施する。

(2) 湘南西部圏域内市町協議会、部会等との連携

湘南西部圏域内市町協議会とその部会、湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会、湘南西部あんしんネット協議会、保健福祉事務所、児童相談所、

特別支援学校、社会福祉協議会、広域専門機関等と連携し、地域課題の解決に向けて協働する。

3. 広報活動

- (1) 「かながわ湘南西障福ナビだより」
奇数月の末日に発行し、メールまたは郵送による情報発信を行う。
- (2) 「湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター活動報告書」
令和3年4月に令和2年度分を発行し、当事業の周知のため関係機関に配布する。
- (3) ホームページ
発行済みの活動報告書や会議開催予定等を掲載し、情報を発信する。
(<http://www.jousei.or.jp/kanren/keniki/index.html>)

以上

令和3年1月からホームページのURLが変更になりました。新しいURLは
<https://jousei.or.jp/navi/>
です。

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和3年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を実施し
たうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

令和2年度第1回湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会
資料に関する質問と回答

質問	1	所属 資料番号 ページ番号 質問内容	神奈川県立秦野養護学校 1 (事業計画(案)・活動予定(案)) 2~7 事業計画全体に係る質問です。 昨年度、委員から「共生社会を見据え、障害者の福祉の増進をめざすためには、福祉関係者のみならず社会一般の理解や知見も必要であることから、協議会の委員として地域小中学校の校長先生にも入っていただいて、各種取組に対する率直な意見や助言をいただいたほうがよいのではないかと」との趣旨の意見が出されました。多くの委員が賛同こそすれ、異議は出なかつたと記憶しています。 今年度の委員名簿にはその趣旨に基づいた委員の記載がありません。昨年度の意見が、どこでどのように検討され、どのような理由で不採用となったのか、全体場でご教示いただければ幸いです。
回答		回答内容 (事務局より)	<p>ともに生きる社会の理念の普及が進んでいと言えない現状は、多様な分野に及ぶことから、神奈川県をはじめとする各種団体、組織での啓発活動が行われており、当圏域内でも引き続き取り組みが必要な状況と認識しています。また、教育と福祉の連携については、平成30年5月24日付け文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名による通知にもあるように、社会的な要請であるともいえ、当圏域においても一層の推進が望まれています。</p> <p>湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会委員の構成については、これまで慣例的に、必要に応じて2年に1回の委員改選期に調整してきました。現在の委員の任期は今年度末までとなつておりますので、次回令和3年2月の本協議会において、社会の変化や今日的課題への対応力の強化を目的に、広く委員構成の検討を議題としたいと考えています。その時までに、市町普通学校との協力関係を推進すべく、本協議会にご参画いただける適切な立場の方がいらつしゃるか、事務局が調査を進めたいと考えています。</p> <p>また、ともに生きる社会の理念の普及と協働の取り組みについては、今後も本協議会において議題として取り上げ、地域の実情を踏まえた検討の場を設けていきたいと考えています。そこでの検討により、例えば、新たに地域へ働きかけの手段として特別支援学校、地域の教育委員会、本協議会の共催により、教育関係者向けの講演会を企画するなど考えられます。今後も本協議会は、情勢を踏まえて取り組み議題の選定を検討していきます。</p> <p>なお、議題に応じて必要な方をオプザーバーとしてお招きし、意見交換に参加いただくことは可能です。</p>

令和2年度第1回湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会
協議事項「新型コロナウイルス感染症対応から見えた課題について」に関するご意見

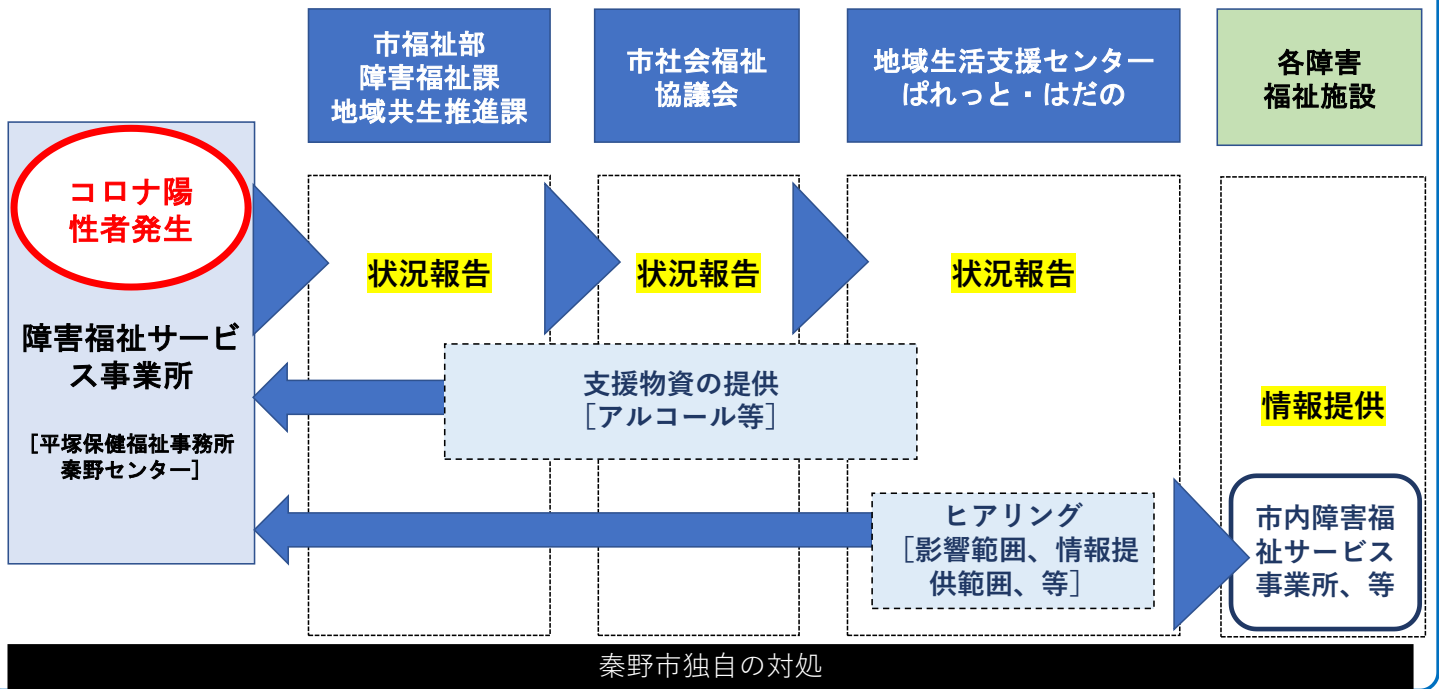
所属	ご意見
ほつとステーション平塚	各法人で作成している感染症対応マニュアルやBCPなどを共有し、参考になる取り組みを圏域の事業所にも普及できると良いと感じました。
秦野市障害者地域生活支援推進機構	神奈川県より提示された「介護者がコロナ入院で不在となつた在宅の高齢者・障がい者を受け入れる専用入所施設の設置について」の情報を広く介護者に情報発信していくことで、少しでも不安解消に繋がっていくと思う。積極的に周知していく。
神奈川県立湘南養護学校	給食提供について、消毒や飛沫感染防止のための汚染物の処理方法・小グループでの喫食、介助者は同時に喫食しないなど、感染症対策を講じる上での人員確保に課題を抱えている。また、消毒薬やビニール手袋、ペーパータオルなどの物品不足が続いており、物品不足のために人手をかけられないことも課題となつている。
秦野市手をつなぐ育成会	・目に見えないものなので、子どもにも「何に気をつけなさい」という具体的な言葉がなく、教える事がむずかしい。 ・育成会の行事、事業をいつから再開して良いのか分からず、安心・安全の為、人が集まる事をやめています。
平塚保健福祉事務所	新型コロナウイルス感染症陽性者の届け出があつてからの「保健所」での本家族関係者への支援について理解していただけると良いと思う。 一部マスコミの報道に振り回されず対応するためにも「保健所」を活用して欲しい。
平塚市障がい者自立支援協議会	障がい者の自立を支援するにあたり、寄り添うというスタンスの大切さを、このような状況下で改めて身にしみて感じています。 小さな事でも、できることから始めていきたいと思ひます。
神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部	地域の中での集いやサロン活動がままならない状況にある中、新しい生活様式をとり入れた地域福祉活動の工夫など、今できることを考えた活動が必要だと思ひますが、情報のインフラなどのバラつきがあり、課題だと感じています。

※名簿順に記載しています。

質問	所属	秦野市手をつなぐ育成会
2	資料番号	5-1 (新型コロナウイルス感染症対応から見た課題)
	ページ番号	27
	質問内容	平塚保健福祉事務所秦野センターへの質問です。 「熱が出て心配なので、県に何か電話をしてもつながらず、どうして良いのか分からず不安でした」という話がありました。何かつながりやすい方法がありますか。
	回答内容	(平塚保健福祉事務所秦野センターより) コロナ禍での発熱症状ということで、すぐにも対応についてご相談されたこととお察しいたします。お加減が悪い中、県の相談機関の電話につながらず、不安な思いを抱かせてしまい大変申し訳ございませんでした。 現在、県では新型コロナウイルス感染症に関する電話相談は、下記の帰国者・接触者相談センターで24時間対応しておりますが、多数お問合せをいただき電話がつながりにくく、皆様には大変ご迷惑をおかけ致しております。 秦野市・伊勢原市にお住いの方で県の帰国者・接触者相談センターにおかけになり、つながらない場合は、平塚保健福祉事務所秦野センターにおいても相談をお受けしておりますので、どうぞ、下記の番号まで御連絡ください。 また、基礎疾患があり症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まず、かかりつけの医師に電話でご相談されることをお勧めします。さらに、体調が悪化したり、急変するようであれば、救急車をお呼びください。 最近では、県内の新規感染者数も増えてきております。皆様におかれましては、今後も引き続き、日常生活において「まめな手洗い」、「手指消毒」、「換気」、「マスクの着用」「3密の回避」(密集・密接・密閉)を実施し、感染防止に努めていただきたいと思います。 発熱や風邪の症状がある場合は、無理をせず自宅で療養し、相談・受診をするようお願いいたします。 注意！令和3年4月現在で、この回答内容は古くなっていきます。 最新の情報を検索し、利用してください。 *相談の目安 ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等のいずれか強い症状がある方 ・基礎疾患がある方や高齢者など重症化しやすい方(*注意)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある方 ・上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く方(4日以上続く場合は必ずご相談ください) *重症化しやすい方とは 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 *電話での相談が難しい方(視覚、聴覚、言語障害をお持ちの方) 聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での相談が難しい方で、「帰国者・接触者相談センター」へのご相談をご希望の場合は、(1)電話での相談が難しいこと、(2)帰国者・接触者相談センターへの相談であること、(3)現在の症状(いつからどんな症状があり、現在ほどのような状態か、医療機関は受診済みかなど)をご記入の上、ファクシミリ(045-285-0216)でお送りください。

《参考》 今回の質問をいただくまでの経過	
R1.7.17 / 令和元年第1回協議会 議題4 その他での提案 平塚養護学校より “地域の学校の責任ある立場の方の中にすら「障害児は特別支援学校で対応してくれないと困る」と発言する方がいる。” “地域共生社会の実現には教育が重要であり、普通学校の校長からの発信が大切だと思われる。そのため、本協議会のような場に、特別支援学校だけでなく普通学校や高校も参加できると良いと考える。”との提案をいただく。	
↓ R1.7 / 令和元年第1回協議会開催結果を踏まえた対応 事務局から該当地域の教育委員会教育指導課に対し情報提供し、善処をお願いした。	
↓ R1.10.23 / 令和元年第2回協議会における対応 第1回協議会で提起のあった地域共生社会の実現について検討する場を持つため、「議題3 地域共生社会(ともに生きる社会)の実現に向けて」を設け、行政、社会福祉協議会、地域協議会、サービス提供事業所、特別支援学校の立場からの6つの実践報告の後、地域共生社会実現に向けた必要な取り組みについて意見交換。	
↓ R2.2 / 第3回協議会(R2.3.4予定)の参加申し込みFAXでの提案 平塚養護学校より “協議会の出席メンバーは、小中高の校長など幅広く人を集めたほうが良い”と提案いただく	
↓ R2.2.26 / 第3回協議会の中止に伴う提案への対応の休止 事務局から神奈川県障害福祉課に相談し、第3回協議会において神奈川県障害福祉課からこの提案に回答する準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため開催中止となる。また、その後神奈川県障害者自立支援協議会をはじめとする各種会議も中止となる。	
↓ R2.7.29 / 令和2年度第1回協議会(～8.5 書面開催)	以上

【情報提供】市内障害福祉サービス事業所内でコロナ陽性者が発生した場合の対処

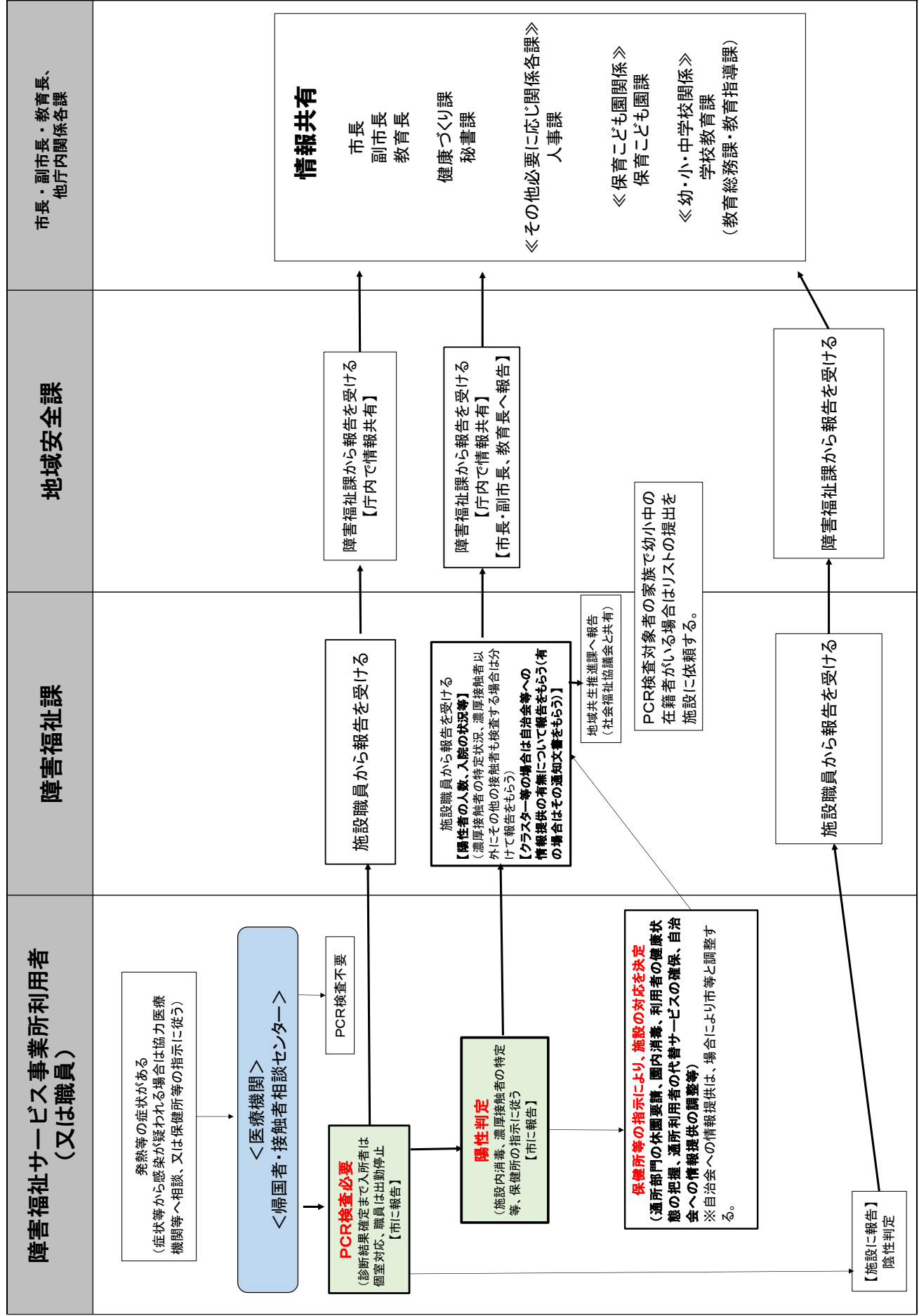


秦野市独自の対処

<p><相談窓口> ○帰国者・接触者相談センター（24時間対応） 電話（0570）056799 ○平塚保健福祉事務所秦野センター（秦野市・伊勢原市にお住いの方） 平日（8:30～17:15） 電話（0463）82-1428 ※平塚市・大磯町・二宮町にお住いの方は、平塚保健福祉事務所まで相談を受けております。 平日（8:30～17:15） 電話（0463）32-0130</p>		以上
所 属	神奈川県立総合療育相談センター	
質 料 番 号	1（事業計画(案)・活動予定)	
ペー ジ 番 号	5	
質 問 内 容	<p>「②医療機関懇談会」の名称について。 資料2、P13(秦野市障害者支援委員会 報告資料)「令和2年度に向けた課題 3」と同じ内容と思いますが、「医療的ケア児の必要な支援体制の充実に向けての協議の場」ということであれば、より会議の目的等がはつきりするような名称に変更してはいかがでしょうか。</p>	
質 問	<p>医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場は、平成 28 年 6 月の児童福祉法改正をきっかけに、第 1 期障害児福祉計画(平成 30 年度～平成 32 年度)の成果目標として、平成 30 年度末までに設置することを基本とされたもので、圏域内市町においても、それぞれの地域の特徴をいかした設置を進めており、市町行政、サービス提供事業所、保護者等が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有が図られています。</p> <p>湘南西部障害保健福祉圏域において“医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場”に相当するのは、「湘南西部障害保健福祉圏域重症心身障害児者及び医療的ケアの必要な方の支援ネットワーク」の①ネットワーク会議（資料番号1、5 ページ）であり、成人と児童の両方の課題に対応しています。圏域内市町の協議の場における協議内容は、市町行政からここで報告いただいています。</p> <p>「②医療機関懇談会」は、平成 27 年度末の①ネットワーク会議において、医療との連携をより深めることが不可欠で、新たな取り組みが必要とされたため、平成 28 年度から開催しています。参加者は、5 つの医療機関の MSW、訪問看護、保健福祉事務所、あんしんネット事業所で、医療と福祉の接点で起こる課題を共有し、連携の可能性を模索しています。昨年度は、拡大会議として、小児科医師 2 名、相談支援事業所 2 名、行政 2 名にもご参加いただきました。まずは顔の見える関係づくりからスタートしたため、“懇談会”と名前を付けましたが、この場での協議が発展するにつれて、いずれ名称の変更が必要になると考えています。</p>	
3	以上	

※名簿順に記載しています。

障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対応フロー(対象者:入所者、通所者、施設職員の場合)



障害福祉課作成

※神奈川県障害福祉サービス課には、指定権者の為、施設から直接報告している。

新型コロナウイルス感染症が疑われたら・・・

施設において新型コロナウイルス感染症が疑われる事例が発生したときに、あわてないよう
に、平常時から発生時の対応を確認・周知しておきましょう。

(1) 発生状況の把握（～診断確定まで）

- ① 感染が疑われる者（有症状者・濃厚接触者等）の状況を把握します。症状や検査結果の有無、医療機関や保健所からの指示の有無を確認します。
- ② 速やかに管理室等への報告を行い、事業所内で情報共有をします。
- ③ 必要に応じて、関係機関等に連絡をします。
- ④ 職員や利用者に体調不良者がいないか確認します。
- ⑤ 感染が疑われる者が新型コロナウイルス感染症患者と確定した場合は、施設の勤務日や利用日、接触者等を確認します。発症日あるいは検体採取日の2日前に施設の利用や勤務があったとき、あるいは施設での感染が疑われるときに、保健所から施設に連絡があります。
- ⑥ 保健所との連絡窓口を決めておきましょう。

(2) 診断されたときは

- ① 患者の施設利用状況や勤務状況を保健所と確認し、感染可能期間（発症日や検体採取日の2日前から入院、自宅等の待機開始までの間）に接触した者のリストを作成します。
- ② 患者が触れた場所や共用部分等を消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムで拭き取り消毒を行います。

(3) 濃厚接触者の確定

- ① 接触者のリストをもとに、接触時間や回数・感染防護の有無等を確認し、保健所が濃厚接触者を決定します。
- ② 濃厚接触者は、最終接触日の次の日から14日間の健康観察と自宅待機をお願いします。例えば、PCR検査のご案内をします。
- ③ 濃厚接触者以外の方は通常勤務可能ですが、体調管理を行い、体調不良時は出勤せず、上司や保健所に報告することを徹底しましょう。

【参考】濃厚接触者とは（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領 令和2年5月29日版）
「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当するものがある。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

【問合せ先】

平塚市・大磯町、二宮町の方は 平塚保健福祉事務所 〒254-0051平塚市豊原町6-21 電話 0463(32)0130(代)

秦野市・伊勢原市の方は 秦野センター 〒257-0031秦野市曹屋2-9-9 電話 0463(8

本誌 P35 参照のこと R2.9月 神奈川県平塚保健福祉事務所作成

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（入所系サービス）

（チェック日： ）

【感染症対策の基本】（チェック数： / 7）

- 手指衛生の適切な方法や場面について、職員や利用者周知・徹底している。
- 入り口や居室前などにアルコール性手指消毒剤を設置している。あるいは、各職員が個人用アルコール性手指消毒剤を携帯し活用している。
- 施設内でのマスクの着用等、咳エチケットを徹底している。
- おむつ交換などの処置の際は使い捨て手袋を着用し、利用者ごとに交換している。
- 処置をする際のエプロンは、防水性の使い捨てエプロンを使用している。
- 新型コロナウイルスを含む感染症の相談窓口（医療機関、行政機関等）を把握している。
- 個人防護具の着脱が正しくできよう指導し確認している。

【環境管理】（チェック数： / 3）

- 手すりやドアノブ、レバー等の高頻度に触れる場所や共有部分は、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムもしくはそれに準ずる消毒薬で1日1回以上、定期的に拭き取り消毒を行っている。
- 居室・デイルーム・事務室などについて、定期的に窓を開け、換気をしている。
- マスク、消毒薬、手袋、ゴーグル、ガウン等が確保できており、在庫を把握している。

【職員への対応】（チェック数： / 8）

- 出勤前を含め、1日1回以上職員全員の体温を計測し、記録・管理している。
- 発熱等の体調不良時は速やかに上司に報告し、出勤しないことなど、就業に関する規則が決まっている。
- 家族に感染症状がある場合等の報告方法や対応を決め、周知・徹底している。
- 施設内でのマスクの着用を徹底し、マスクを外す際は、1メートル以内に人がいないことを確認している。
- 会話をする際は、マスクをすることを徹底している。
- 休憩等は時間をずらし、向かい合っている食事を選び、密にならないように徹底している。
- 更衣室等の利用は短時間とし、会話はせず、密にならないように徹底している。
- 仮眠時のリネンは職員同士の共有は避け清潔に保たれている。

【利用者への対応】（チェック数： / 7）

- 発熱等の利用者の健康状態を日常的に観察し、記録・管理している。
- 発熱や呼吸器症状など、疑いのある利用者は原則個室につすことができる。
- 疑いのある利用者にはケアや処置をする際は、カウン・マスク・手袋・ゴーグル等の着用を徹底している。
- 食事介助の際は、介助者はマスクとフェイスシールドを着用している。
- 多数の利用者が集まり、接触して行うレクリエーションは避ける。
- 大勢が集まって声を出すレクリエーションやイベントは避ける。
- 利用者同士が集まるときは、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。

【来所者や委託業者への対応】（チェック数： / 2）

- 施設入口、トイレ等にアルコール性手指消毒剤を設置している。
- 来所者の体温測定・マスク着用・手指消毒を徹底し、発熱時は面会を断っている。



新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（通所サービス）

（チェック日： ）

【感染症対策の基本】（チェック数： / 7）

- 手指衛生の適切な方法や場面に ついて、職員や利用者 に周知・徹底 している。
- 施設入り口やトイレなどにアルコール性手指消毒剤を設置 している。あるいは、各職員が個人用アルコール性手指消毒剤を携帯し活用 している。
- 施設内でのマスクの着用等、咳エチケットを徹底 している。
- おむつ交換などの処置の際は使い捨て手袋を着用し、利用者ごとに交換 している。
- 処置をする際のエプロンは、防水性の使い捨てエプロンを使用 している。
- 新型コロナウイルスを含む感染症の相談窓口（医療機関、行政機関等）を把握 している。
- 個人防護具の着脱が正しくできよう指導し確認 している。

【環境管理】（チェック数： / 3）

- 手すりやドアノブ、レバー等の高頻度に 触る場所や共有部分は、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムもしくはそれに準ずる消毒薬で 1日1回以上、定期的に拭き取り消毒 を行っている。
- 居室・事務室などについて、定期的に窓を 開け、換気を実施 している。
- マスク、消毒薬、手袋、ゴーグル、ガウン等が確保 できており、在庫を把握 している。

【職員への対応】（チェック数： / 7）

- 出勤前を含め、1日1回以上職員全員の 体温を計測し、記録・管理 している。
- 発熱等の体調不良時は速やかに上司に 報告し、出勤しないことなど、就業に関する規則が決められている。
- 家族に感染症がある場合等の報告方法や 対応を決め、周知・徹底 している。
- 施設内でのマスクの着用を徹底し、マスクを 外す際は、1メートル以内に人がいないことを確認 している。
- 会話を する際は、マスクをすることを徹底 している。
- 休憩等は時間を ずらし、向かい合っ ての食事を避け、密にならないように徹底 している。
- 更衣室等の利用は短時間とし、会話は せず、密にならないように徹底 している。

【利用者への対応】（チェック数： / 11）

- 発熱等の利用者の健康状態を日常的に 観察し、記録・管理 している。
- 送迎車の乗車前に体温を測定し、発熱や 体調不良時は、利用を中止 している。
- 送迎車の利用人数を制限し、密になる ことを避け、十分な換気を徹底 している。
- 送迎車内ではマスクを着用し、会話を 避ける。
- 送迎車使用後の消毒を行っている。
- 発熱や呼吸器症状など疑いのある利用者 は原則個室にうつし、速やかに帰宅 させている。
- 疑いのある利用者 にケアや処置をする際は、ガウン・マスク・手袋・ゴーグル等の着用を徹底 している。
- 食事介助の際は、介助者はマスクとフ ェイスシールドを着用 している。
- 多数の利用者が集まり、接触して行っ たレクリエーションは避ける。
- 大勢が集まって声を出すレクリエー ションやイベントは避ける。
- 利用者同士が集まるときは、互いに手 を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。
- 利用者にも可能な限りマスクの着用を してもらう。

【来所者や委託業者への対応】（チェック数： / 1）

- 来所者の体温測定・マスク着用・手指 消毒を徹底し、発熱時は面会を断 っている。

R2.9月 神奈川県平塚保健福祉事務所作成



新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（訪問サービス）

（チェック日： ）

【感染症対策の基本】（チェック数： / 7）

- 手指衛生の適切な方法や場面に ついて、職員や利用者 に周知・徹底 している。
- 各職員が個人用アルコール性手指消毒剤を 携帯し、サービス提供前後の手指消毒を徹底 している。
- マスクの着用等、咳エチケットを徹底 している。
- おむつ交換などの処置の際は使い捨て手 袋を着用し、利用者ごとに交換 している。
- 処置をする際のエプロンは、防水性の使 い捨てエプロンを使用 している。
- 新型コロナウイルスを含む感染症の相談 窓口（医療機関、行政機関等）を把握 している。
- 個人防護具の着脱が正しくできよう指導 し確認 している。

【環境管理】（チェック数： / 4）

- 手すりやドアノブ、レバー等の高頻度に 触る場所や共有部分は、消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムもしくはそれに準ずる消毒薬で 1日1回以上、定期的に拭き取り消毒 を行っている。
- サービス提供時には窓を開ける等の換気 を行い、利用者にマスク着用を促 している。
- 事務室などは定期的に窓を開け、換気 を実施 している。
- マスク、消毒薬、手袋、ゴーグル、ガウン等が確保 できており、在庫を把握 している。

【職員への対応】（チェック数： / 8）

- 出勤前を含め、1日1回以上職員全員の 体温を計測し、記録・管理 している。
- 発熱等の体調不良時は速やかに上司に 報告し、出勤しないことなど、就業に関する規則が決められている。
- 家族に感染症がある場合等の報告方法や 対応を決め、周知・徹底 している。
- マスクの着用を徹底し、マスクを 外す際は、1メートル以内に人がいないことを確認 している。
- 会話を する際は、マスクをすることを徹底 している。
- 休憩等は時間を ずらし、向かい合っ ての食事を避け、密にならないように徹底 している。
- 更衣室等の利用は短時間とし、会話は せず、密にならないように徹底 している。
- 車の利用時は、利用人数を制限し、密に なることを避け、十分な換気を徹底 している。
- 車内では、マスクを着用し、会話を 避けるようにしている。

【利用者への対応】（チェック数： / 4）

- 発熱等の利用者の健康状態を日常的に 観察し、記録・管理 している。
- 疑いのある利用者 にケアや処置をする際は、ガウン・マスク・手袋・ゴーグル等の着用を徹底 している。
- 感染が疑われる者へのサービス提供に 当たっては、可能な限り担当職員を決め、最後に訪問する等の対応を行う。
- 食事介助の際は、介助者はマスクとフ ェイスシールドを着用 している。
- 利用者の体調不良時に連絡する主治医 の連絡先等を把握 している。

R2.9月 神奈川県平塚保健福祉事務所作成





社会福祉法人 常成福祉社会 丹沢自律生活センター総合相談室
〒259-1302 神奈川県栗原市菅堤 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

コロナ特措法緊急事態宣言下での圏域内の状況について

神奈川県の方針により、かながわ湘南西障福ナビが開催する会議（書面開催除く）はすべて9月以降の開催となり、圏域内市町協議会・部会の開催も現時点では見通しが立たない状況にあるため、関係機関の方々とお目にかかってお話しする機会がなくなっています。そんな中で、相談支援ネットワークを中心に、圏域協議会、重心・医療的ケア支援ネットワークの委員の方から地域の情報を提供いただいたので、その一部を改変してご紹介します。

- しばらく連絡がなかった方からの相談が増えている。通所の回数が減り、先行きに対する不安の訴えが多い。
- 短期入所は軒並み使えないという印象が強い。その分日中のサービス支給量を増やした方がいる。医療的ケアが必要な方だと、ご家族の夜間の休みの確保がとれなくなる。
- 虐待認定された方の避難場所をなかなか確保できず、大変苦劳した。
- 感染予防のため、買い物支援、通院介助などを中止しているヘルパー事業所もある。
- 思うように通所できず、自宅でご家族との喧嘩が増えた方がいる。ご家族の負担を減らすため、ヘルパーの支給量を増やした。
- 医療的ケアが必要な方は、感染により重篤化するリスクが高いため、神経質にならざるを得ない。もし一人でも感染者が出れば、もともと少ない医療的ケアを必要とする方の支援体制は簡単に崩壊してしまう。
- PCR検査陽性の情報で行動をおこしても後の祭りとなるため、同じ利用者さんが通う近隣の事業所数か所まで、職員も含めた自宅待機者が出ているかどうかの情報を共有しあっている。感染を予防するためのもっとも早期の警戒情報が共有できるようにならないだろうか。
- 発熱で通所を休み、ご家族も順次発熱し、どなたも検査を受けられず長期間自宅待機になっている方がいる。何か支援につなげられないか考えているが、事業所に感染を上げられないので誰も手を出せない。歯がゆい。
- 感染を避けるために必要な行動をとることが難しい方が利用する入所施設では、感染者が1人出るとあとという間に広がってしまう。感染した方が施設で療養するのは大変厳しい事態につながる。せめて、感染の有無を容易に確認できるようにすれば、良いのだが…。



今年度第1回の湘南西部圏域自立支援協議会は、7月に書面開催の見込みです。圏域内の現状や今後に向けた備えを共有する機会にしたいと考えています。今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

情報提供の在り方と人のつながりについて

在宅で療の吸引が必要な方が多くが今困っていることの一つは、吸引用カテーテルを使用後に消毒するためのアルコール綿がなかなか手に入らないことです。当相談室にも3月半ば頃からその相談が入っていました。4月に入ってより状況が深刻化する中、“医療的ケア児者の全国組織が、在宅の方を対象に消毒用アルコール綿を無償配布する”という情報が入りました。応募締め切りまで残り2日であったため、取り急ぎ、相談支援ネットワークと重心医療的ケア支援ネットワークの方々に情報提供し、医療的ケアのある方に深い関わりがある機関には、更に電話で情報への伝達をお願いしました。複数の通所事業所で、“初めて聞いた情報なので利用者ご家族にすぐに連絡したい”という力強いお返事をいただき、行政には、事業所へ協力を仰ぐことをお勧めしました。

今月に入ってその時の対応状況を確認したところ、ある地域では、行政が利用者ご家族に直接電話で情報提供し、別の地域では、行政がメールとFaxを駆使して事業所へ情報提供を依頼したそうです。それを受け、実際に利用者ご家族に情報を伝達した事業所によると、「知っている方はいたが、知らない方もたくさんいた」とのことでした。また、消毒用アルコール綿が届いた方が、「病院に在庫がなくて処方されず困っていたので、とてもうれしかった」と話されていたそうです。今回の情報提供への関わりから、以下の学びがありました。



① 的確に情報提供するには、誰がその情報を欲しているかを知る人（機関）につなぐ

今回の情報提供で良かった点は、行政の力もお借りしながら、医療的ケアが必要な方と日常的に関わる多くの機関（通所事業所、訪問看護、養護学校等）に協力をいただけたことです。これらの機関は、利用者ご家族と普段から関わりがあり、誰がどの程度困っているのかも精通しているため、迅速に情報が行き届きました。

② ネットワークではなく、“支援を必要とする方”の周りにできる

どの機関も忙しいなか耳を傾けてくださいましたが、前述の機関に限らず、当事者・ご家族を直接知っている方々に情報を依頼すると、「ありがとうございます！」と大変喜ばれました。そして利用者ご家族1件1件に連絡を入れてくださいました。転じて、誰が何について困っているのかという具体のイメージがわかると、人の心は動かない、つまり、個別の事例（の積み重ね）からしかネットワークや地域課題を解決する道は見えてこない、という大切な事柄を実感できました。

改めて協力いただいた機関に感謝申し上げます。この出来事以降、当方からでもできるだけ多くの機関に直接情報をお届けできるよう、メールアドレスの更新・整理を進めています。相手が大切だからこそ会えないこの今、私たちのつながりが試されている気がしてなりません。

【あとがき】 大阪市の松井市長が、医療現場では防護服不足によりごみ袋を被って治療している窮状を説明し、雨がっぱの提供をテレビで呼び掛けたところ、2日間で台湾からの1万2千着を含む10万着以上の寄付が集まったというニュースを見ました。松井市長はこのことを振り返り、“困っていることを他の人におわかってもらうことが大切だった。必ず誰かに届くと信じていた。”と話していました。我々は困りを受け止めて行動を起こす立場であると同時に、それを身正して把握して外に発信する立場でもあります。制度が追い付かない未曾有の危機を超えるには、人のつながりと善意が欠かせないのだと腑に落ちました。

かながわ湘南西 障福ナビだより



令和 2 年 7 月 31 日 第 108 号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室
〒259-1302 神奈川県秦野市善龍 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soundan@jousei.or.jp

令和 2 年度かながわ湘南西障福ナビ (湘南西部圏地域生活ナビゲーションセンター) の活動について

令和 2 年 7 月 9 日 (木) に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県主催の事業に関する基本方針が改定され、不要・不急の会議・研修等については、原則、中止または延期をする対応 (一部例外あり) が今年度未だで延長されました。これに伴い、7 月 29 日から開催している、令和 2 年度第 1 回湘南西部圏域自立支援協議会【書面開催】では、上記の改定内容を踏まえた事業計画を検討いただいています。以下は、その一部です。

- 湘南西部圏域自立支援協議会
7 月：書面開催中 (開催期間 7 月 29 日 (水) ~8 月 5 日 (水))、それ以降は書面または WEB 開催する方向で検討中です。
- 相談支援ネットワーク
7 月の対面開催が不可となり再度 9 月で開催調整しましたが、今回の基本方針の改定を受けて、再び年度内の対面開催が難しくなったことから、ネットワーク委員の方々と WEB 開催への切り替えを検討中です。
- 重心・医療的ケア支援ネットワーク
例年通り、第 1 回会議の開催を 9 月で予定していますが、ネットワーク委員の方々と WEB 開催を検討中です。医療機関懇談会、事業所情報交換会、昨年度末に延期となった医療的ケア児に関する講演会は開催の目的が立っていません。
- 事例検討会
圏域内の市町協議会・部会と合同開催を予定していますが、現時点で日程が確定している地域はありません。状況によって、開催方法の再検討が必要になる可能性があります。
- 研修の共有
圏域内の市町協議会・部会が主催する研修等を相互に共有して身近な場所での研修機会を増やしてきましたが、集合研修自体が少なくなっていることと、少しでも密集を避けたい主催者側のお考えもあることから、研修の共有は行わない方向で検討しています。

新しい生活様式においても、必要な連携が十分に図られるよう、新しいことに果敢に挑戦する必要性を感じます。皆様からの事業運営に関する率直なご意見、ご要望をお待ちしています。

かながわ湘南西障福ナビだより

第 28 回神奈川県障害者自立支援協議会へ 湘南西部圏域自立支援協議会から挙げた意見等について

令和 2 年 6 月 8 日に第 28 回神奈川県障害者自立支援協議会 (以下、「県協議会」という) が書面開催され、新型コロナウイルスから見た課題について意見が集約されました。湘南西部圏域自立支援協議会から挙げた意見等 (《実情と課題》、《提案》) は、以下の通りです。



湘南西部圏域内の《実情と課題》の一部

【サービス利用関連】

- 目に見えないコロナウイルスの怖さの理解が難しい方は、自らを守る行動の定着が難しく、感染リスクが高い状態にあり、通所先・ご家族の職場など多方面へ迷惑をかけてしまうかもしれないことをご家族が恐れている。
- ご本人・ご家族が発熱して自宅待機になった場合に受けられる支援、感染した場合の居場所と支援に十分な見通しが立たないため、ご本人、ご家族、支援者が不安を抱えている。
- どうしても支援が必要な方を受け続ける (事業継続) ため、複数の事業所を利用する方の感染媒介防止を念頭に、事業所間での警戒情報の共有をスムーズにできるようにしたいという声がある。

【短期入所関連】

- 短期入所が実質的に使えなくなること、緊急避難的な対応やレスパイトができなくなり、支援課題が多い方の在宅生活の継続が困難になっている。

【障害者虐待関連】

- 障害者虐待認定を受けた緊急性の高い方をご家族と分離するため、圏域内外、県立・民間問わず短期入所施設を 17 か所あたったが、どこもコロナ禍で受け入れを中止しており、1泊 2日 で利用できた民間事業所が 2 か所のみだった。分離できず在宅生活を続けている。

課題解決に向けた《提案》の一部

コロナ禍での緊急時の短期入所サービス提供体制の整理 (県立施設の役割発揮等)

上述の【障害者虐待関連】の内容とそれに基づく県協議会への《提案》は、第 2 波への備えを考える上で、大変重要な事柄です。今回報告した事例は行動障害のある方であり、平時であっても短期入所の利用は簡単ではなかったことに加え、新型コロナウイルス感染症予防のため、短期入所施設は利用者の受け入れを実質的に中止しているところが多かったことが背景にあります。湘南西部圏域自立支援協議会としては、障害者虐待事例のように特に緊急で対応すべき方の短期入所を滞りなく進めるために、県協議会後の経過も加えた事例報告書を作成し、令和 2 年度第 1 回湘南西部圏域自立支援協議会【書面開催】(令和 2 年 7 月 29 日 ~8 月 5 日) で配布しています。そして、県立施設の役割発揮を念頭に、緊急時の短期入所施設等の受け入れ態勢整備が必要であることを、改めて語っています。

【あとがき】三密を避けた職場環境確保のために常時窓を開けていますが、長梅雨のせいで、いつの間にかロッカーの中がカビだらけになってしまいました。夏の暑い太陽が待ち遠しいです。

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター 総合相談室
〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

～7月29日に開催された湘南西部圏域自立支援協議会、地域協議会やその部会にとどまらず、地域の様々な機関において、コロナ禍における課題とその対策について意見が交わされています。その中で、今関心を集めている「ケア付き宿泊療養施設」について、秦野精華園総合施設長の永井様よりご寄稿いただきました。～

秦野精華園コロナ罹患者「ケア付き宿泊療養施設」について

秦野精華園総合施設長 永井 清光

神奈川県では、介護者が新型コロナウイルス感染症で入院し、在宅の高齢者や障がい者が取り残された場合、PCR検査で本人が陽性で軽症の場合に、福祉的ケアの割合が高く医療機関への入院が難しい場合に受け入れる「ケア付き宿泊療養施設」を秦野精華園内に設置しました。かながわ共同会は神奈川県からの要請を受け、地域社会に貢献する社会福祉法人の役割として、昨年度より使用していません。秦野精華園旧授産棟を無償で提供することにし、また「ケア付き宿泊療養施設」設置にあたって



は神奈川県との責任と管理の下、秦野精華園利用者・職員と環境・動線を明確に分離し、感染防止対策に十分配慮した上で、神奈川県職員が福祉的ケアやサービスを提供します。今回、秦野精華園の施設を提供するにあたっては、入所・通所の利用者さん、ご家族、職員に対して丁寧な説明を行ってまいりました。特にご家族、職員からは、「必要とされる施設なのでぜひ神奈川県に協力して下さい。」と激励のご意見をいただいた一方、「コロナ罹患のリスクがないことを丁寧に説明するか。」など心配の声をいただきましたが、コロナ罹患のリスクが全くないことを丁寧に説明することで、皆様に概ねご理解ご協力いただいたことに大変感謝しております。また、在宅の高齢者や障がい者を介護されているご家族からは、万一、ご家族自身がコロナに罹患した場合、大きな不安があるとの多くの声が聞かれました。そういった不安の声に対して、少しでも秦野精華園を役立てていただけることに大変嬉しく思っています。「ケア付き宿泊療養施設」で働く神奈川県職員の皆様は、開設にあたって防護服の着脱手順、感染防止対策研修会など入念な準備を進められてきてきました。大変な使命感と決意を持って従事されることに敬意を表します。最後に、コロナ禍の早期終息を願うとともに、罹患された皆様の一日も早いご快復を心よりお祈り申し上げます。

湘南西部圏域の皆さまへ

感染予防の視点で日常業務を実践していただくために

今年度開催された当圏域事業関連の会議において、新型コロナウイルス感染症に関する現場での困りごとについて多くの声をお寄せいただき、その内容を平塚保健福祉事務所にご報告・ご相談して参りました。その内容も踏まえ、この度、感染予防の視点で日常業務を実践していただくために、湘南西部圏域の事業所の皆さまに向けて、新たに資料を作成・提供いただきました。既に、圏域内市町行政、圏域自立支援協議会委員・オブザーバー、ネットワーク関係者の皆さまにはメールで配信しています(9/30)。かながわ湘南西障福ナビ(湘南西部障福ナビ)の皆さまにはホームページ(9/30)の該当ホームページにも掲載していますので、それぞれの現場でご活用いただくと幸いです。なお、内容についてご不明な点は、平塚保健福祉事務所/平塚保健福祉事務所秦野センターにお問い合わせください。

【資料掲載場所】

“かながわ湘南西障福ナビ”を検索し、“お知らせ”ページ掲載の「障福ナビサービス事業所等に対する新型コロナウイルス感染症に係る資料の配布について」をご覧ください。資料掲載場所がご不明な方は、かながわ湘南西障福ナビまでお問い合わせください。

令和2年度第1回湘南西部圏域中心・医療的ケア支援NW会議 & 令和2年度第1回湘南西部圏域相談支援NW会議をWeb開催



湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター(湘南西障福ナビ)が事務局となって開催する会議は、原則として年度内の対面開催が見送られています。しかし、このような時期だからこそ、タイムリーな意見交換の場が必要であることから、WebでNW会議を開催しました(中心NW9/4・25名、相談NW9/25・15名)。初めて利用する方もあり、希望者には事前の接続テストを行っています。発信(確認)したい情報を予め提出いただき、それを事務局でとりまとめ、会議前に参加者全体で共有して会議に臨みました。当日は音声トラブル等もありましたが、委員の方々のご協力のおかげで、効率的に会議を開催することができました。Web会議では、意見交換の際の間の取り方の難しさや、複数人で同時に話すことができないなどの困りがある一方で、コロナ禍でも安全に多くの方と生で意見交換できる、速くに出向かないので時間等の節約が可能になる、などのメリットもありました。よりよい手段にするため、更なる慣れと改善が必要と感じ次第です。それぞれの会議の内容は、次号でお伝えします。なお、第2回湘南西部圏域自立支援協議会は、令和3年2月17日(水)にWeb開催(参加が難しい方は書面参加)予定です。

【あとがき】今年で法人設立30周年を迎えました。これまで支えてくださった、地域の皆さま、関係各所に心より御礼申し上げます。平成5年から自主事業として開始した相談支援事業は27年が経ちました。小さな部署ですが、地域で役割を果たせる事業所を目指し、これからも研鑽に励みます。



社会福祉法人 4 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室
〒259-1302 神奈川県秦野市番瀬 17111-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

令和 2 年度第 2 回秦野市障害者支援委員会 参加報告

昨年度末から、コロナ禍により神奈川県障害者自立支援協議会をはじめとする県内の協議会
は中止、延期が相次ぎ、今年度に入ってから書面開催を行う地域が多い印象です。本稿執筆
時点で協議会を対面で開催している湘南西部圏内の地域は、秦野市、伊勢原市のみとなっ
ています。秦野市障害者支援委員会（二協議会）は、年間 4 回の開催を予定していましたが、緊
急事態宣言により令和 2 年 5 月を中止し、7 月から十分な感染防止対策を講じた上で、対面で
開催しています。かながわ湘南西障福ナビはオブザーバーとして参加させていただきます。

第 2 回秦野市障害者支援委員会は、令和 2 年 11 月 10 日に秦野市教育庁舎 3 階大会議室
で開催されました。秦野市障害者支援懇話会部門（二部会）の報告では、各部門ともコロナ禍
で制約がある中の活動でありながら、就労部門と福祉サービス部門からはサービス管理責任者
ネットワークの開催検討、こども部門からは医療的ケア児等コーディネーターの配置検討など
の状況報告がありました。新型コロナウイルス感染症対策の協議では、秦野市内の障害福祉サービ
ス事業所でのコロナ陽性者が発生した場合の秦野市独自の市内障害福祉サービス事業所への情報提供
イメージが説明され、今後実施に向けて調整を行うとのことでした。農福連携では、秦野市が
神奈川県農福連携マッチング等支援事業のモデル地域に指定されている（他には、平塚市、
藤沢市）ということで、中間支援組織として位置づけられている秦野市社会福祉協議会から取
り組みの説明がありました。当事者委員からは、情報のやり取りが減少する中で、当事者団
体が発信する困りを受け止めてくれる、そして、疑問に答えてくれる機関があったことで、とて
も安心できたことのお話がありました。このお話を

ら、すべての福祉活動のゴールはその成果が当事者
の役に立つことである、という当たり前かつ最も大
切な原則を再確認することができました。福祉活動
は細分化された様々な取り組みがなされています
が、いつもこのゴールを見失わないようにしたいと
思います。

圏域事業では、多くの会議が Web 開催になっ
ていますが、対面だからこそわかる貴重な情報もあ
り、直接会って話せる貴重な機会を最大限に活かす
ことが、障害のある方の生活を支えながらコロナ禍
を乗り切るために大切であると実感しました。



コロナ禍での研修機会から考えること

新型コロナウイルス感染症を念頭に、対面で開催
される研修は、法定研修（相談支援従事者初任者研
修やサビ児管研修など）以外にはあまり見受けられ
ず、Web での動画視聴による研修が多くなってい
ます。当初は、講師の熱意が伝わりづらくなる、ラ
イフ感がなくなるなどの懸念が聞かれましたが、実
際のところは必ずしも、それだけではなく、良い面
もあるようです。動画視聴の研修会に参加した事業
所に向ったところ、「これまでは、研修に参加したく
ても現場の人員配置を維持するために一部の職員
しか参加できなかった。今年度はそもそもコロナ
禍で研修会が中止されている中で、事業所内での動画視聴が可能な研修のおかげで、職員が
皆参加できる事業所内研修として開催できました」と話されています。今年度の神奈川県
に併用時間や経費が解消され、参加人数の課題がクリアされた良い例です。今年度の神奈川県
県相談支援従事者初任者研修では、2 日間の座学部分が動画視聴となりましたが、「一度聴い
て解らなかった部分を、すぐにもう一度再生して視聴できたので、わからないまま先に進む
ことが無かった。そのため良く理解できた。自分の理解のペースに合わせて進められるのが
いい。」と話す受講生もあり、研修最終日の修了式では、受講生の 7～8 割が、動画視聴にブ
ラッスの評価を行いました。初任者研修の開催者である、かながわ障害ケアマネジメン
ト従事者ネットワーク（KON）によると、「講義の前で各自が記入する振り返りシートにおい
て理解度は、昨年度の集合形式での講義と比較して、飛躍的に上がっている」とのこと
で、コロナ禍により様々な弊害が起きている中で、我々の生活には、これまで当たり前
として疑わなかったものを見直す機会が訪れています。長い間続いてきた各種取り組みでも
中止が相次いでいますが、それが無かったことによる悪影響がそれほど無いのであれば、そ
の取り組みの必要性、開催頻度について改めて考える勇気が必要かもしれません。今後社会
が大きく変わる可能性があるともいわれていますが、守るべきもの、思い切って変えていく
べきものを見極め、選択していくことが、アフターコロナにむけた備えとして大変重要であ
ると感じます。



神奈川県ホームページ「医療的ケア児への支援について」をご存知ですか？

神奈川県では、医療的ケア児に関する大切な情報を、当事者ご家族、支援に関わる機関に直
接お届けするため、令和 2 年 3 月 31 日に「医療的ケア児について」ページを開設しました。

かながわ湘南西障福ナビからもかつて情報発信したアルコロール綿の無償配布などの情報

【注：11 月末時点では配布されていません】のみならず、福祉サービス、保護者交流会に関
する情報など充実が図られています。このページをブックマークして、大切な情報源として
ご活用ください！

神奈川県 医療的ケア児への支援について 検索

【あとがき】前号でご案内した、圏域相談支援 NW、重心・医療的ケア支援 NW 会議の内容の掲載は、紙面の都合で割愛させていただきましたが、令和 3 年 4 月発行の令和 2 年度活動報告書で確認いただけますので、ご了承ください。2021 年が最高の年になることをお祈りします。

かながわ湘南西 障害ナビだより

令和3年1月29日 第111号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室
〒259-1302 神奈川県平塚市 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soundan@jousei.or.jp

第2回重心・医療的ケア支援NW会議 開催

令和3年1月22日(金)に第2回会議をWeb開催しました。

まず、神奈川県障害福祉課からは、前号でご紹介した、神奈川県ホームページ「医療的ケア児への支援について」について詳しく説明いただき、今後のページの充実に向けてヒアリングに協力した当事者委員(ご家族)から、その時の様子と情報提供した内容について報告いただきました。その他、医療型短期入所事業所開設促進事業の進捗状況、ケア付通学支援事業の検討状況、医療的ケア児等コーネーター配置に向けた検討状況に関する、県内の情報を提供いただきました。



- 他圏域でケア付通学支援の実施に向けて進んでいる地域の情報を得て、該当地域からより具体的情報提供を受け、実現を見据えて研究を進めている。
- 昨年度の関東地方広域での台風被害状況を受け、災害に対する不安の声が強いことから、防災担当課と連携した研修など検討していきたい。
- ご家族からは、体調不良の訴えが多いように感じている。そのため、アンケートをとって、とりまとめている。
- コロナ禍で、短期利用を辞退する方もいるが、一方で在宅生活が長引き厳しい状況の方もある。そのため、なんとか夜間看護士の配置を増やして、少しでも困っている方の利用につなげられないか、事業所内で検討を重ねている。
- かねてより、医療的ケアを必要とする方のグループホームを作ってほしいと、要望を受けてきた。その実現のために何かが必要か、真剣に議論している。
- 短期入所毎に衣類など大量の荷物を持参するご家族の負担を少しでも軽減するため、駐車許可証を発行し車を近くに停められるようにした。また、荷物を減らすために有償サービスを使えないか業者と検討している。

などの報告がありました。コロナ禍においても、これまでの課題に真摯に取り組んでいる圏域内各機関の状況を共有することができました。今後、それぞれの進捗状況を確認していく予定です。

第2回圏域相談支援NW会議 開催

令和3年1月15日に、第2回会議をWeb開催しました。市町行政からは、地域協議会・部会等の開催状況について報告があり、感染状況や議題を踏まえて、対面での会議開催の是非を都度検討しながら進めている状況がありました。その他、各機関からの報告では、● 成年後見利用し立ての際、ご家族の高齢化により書類作成が難しいため、相談支援専門員への相談が多く、行政や専門相談機関に相談しながら文書作成を進めているが、業務を圧迫している。

- コロナ禍で外出しないことで、運動量や体力が低下した方が目立ってきている。新たに入所を希望する方が増えているように感じる。
- 協議会の相談部会は、新年度に入って開催を中止していたが、9月に書面で開催した。しかし、長引くコロナ禍で相談支援専門員の孤立や負担増が心配されたことから、今こそ情報交換の場を作る必要があると判断し、11月には対策を万全にして対面開催した。などの報告をいただきました。また、昨今の感染拡大による様々な影響がある中で対応に困った事例として、

- 重症心身障害ある方の同居のご家族が皆感染し、ご本人は陰性だった。家族がコロナ入院した当事者の方専用の短期入所施設は、ご本人が重症心身障害であるため利用できず、他の短期入所事業所は、ご本人が濃厚接触者であるため利用できなかった(ご家族が陰性となってから2週間経過した後ご本人が再度陰性であれば利用可能ではあった。また、同様の理由で通所や訪問看護の利用も難しく、自宅療養となったご家族が自宅でご本人のケアを続けるを得なかった。

という報告があり、現状での大きな課題として捉えられました。本紙1面の重心・医療的ケア支援NWにおいても、本事例を共有しています。



「第2回 支援会議・サービス調整会議実践研修」

日時	令和3年2月6日(土) 10:00~17:00
会場	ZOOMミーティング形式(PC又はタブレット端末が必要)
定員	40名(先着順)
主催	特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク(KCN)
内容	<p>講義・意見交換を中心に、「意思決定支援を基盤にした支援会議」について考えます。ZOOMが初めての方、慣れない方も気軽に参加できるように、リモート会議スタイルを基礎から学びます。</p>
講師	青木一男氏(KCN理事)・佐野良氏(KCN理事)
費用	1500円(資料代として)
申し込み	KCNホームページor申込用紙のFAXにより、令和3年2月4日(木)まで受付
問い合わせ	電話:046-220-5380 / E-Mail: run@kcn.or.jp

【あとがき】1年前のナビだより紙面には、重心・医療的ケア支援NWの事業所情報交換会、湘南西部障害保健福祉圏域障害者差別解消フォーラムなどの今年度中止された催しの記事や、対面が当たり前だった頃の会議の写真を載せていました。なんだか、遠い昔みたいに懐かしいですね。



Web会議の音声トラブルを回避するために



Web会議は、長引くコロナ禍により着実に開催が増えているようです。圏域協議会で昨年7月末に調査した時点で、接続環境も参加経験もなく参加は難しいと答えていた方の中には、年明けの調査の際には、既に参加経験もあり接続環境も書整っていると回答された方が多く、今年2月の協議会では書面開催を併用する必要がなくなり、Webのみで開催が可能となりました。

3密を選んだ複数同時コミュニケーションのために必要なWeb会議ですが、参加して一苦労するのは、何でしょうか。その一番は、画面の向こうで話しているはずの人の声が聞こえないこと、ではないでしょうか。音声のミュート解除を忘れていたりするだけなら誰かが音声でそれを伝えれば良いのですが、接続環境の影響を受けて、音声が途切れ途切れで一部聞こえない場合は、全く別です。それを指摘するために、途中で声を挟むタイミングも慣れないと難しいです。もう一度話してもらったとしても、接続環境は変わっていないので特に変わらず、結局まわりも聞き取ることができません。会議の進行、成否に影響を与えうる大きなトラブルとも言え、また、よく起こることでもあります。開催の目的である複数同時コミュニケーションが不成立となり、参加者のモチベーションが低下するので、なんとしてもこの状況を回避したいところですが、その方の通信環境にはアプローチできません。ではどうすれば良いでしょうか。

当圏域のWeb会議では、Zoomミーティングを使用していますが、今年に入ってから、音声が入らなくなったり、電話による別の接続をご案内しています。ミーティングの招待メールには、自動的に生成されるそのミーティング専用の電話接続用の電話番号（国内に設定可能）も別途掲載し、事前にお知らせしています（ホストによる設定が必要）。そして、Web会議中に音声トラブルが起きた方が、指定の電話番号に電話し、ミーティングIDを入力すると、電話による音声で新たに参加が可能になります。今年2月の協議会では、初めて会議中に電話が使用され、重要な事柄を参加者全員で共有することができました。電話接続する際の冒頭で、「パスワード」を押してください」と受話器からアナウンスが流れますが、この「パスワード」とは、「#」を指していることが解れば、簡単に接続が可能です。音声トラブル回避のために、今後積極的に活用していく予定です。

第29回 神奈川県障害者自立支援協議会 書面開催

令和3年3月23日(火)から書面開催され、意見書提出期間は30日(火)までとなっています。協議事項は、「新型コロナウイルス感染症対応から見えた課題について」です。当圏域からは、本紙1面掲載の課題について提言しました。また、市町、圏域、県の協議会の3層構造を活かした協議とするための神奈川県障害者自立支援協議会の開催時期について意見書を提出しました。開催結果については、本紙第113号で必要な事柄をお知らせします。



【あとがき】令和3年度がいよいよスタートします。当事業所が本事業を受託して13年目の始まりでもあります。気づけば最古参です。新年度が、すべての方の希望が叶う年になりますように。

第2回湘南西部圏域自立支援協議会 Web開催



令和3年2月17日(水)に第2回協議会をWebで開催しました。当協議会としては初めての試みでしたが、第1回協議会で委員の方々に接続環境の整備状況を調査し、その結果を踏まえた調整と委員の方々のご協力により実現しました。

会議では、県、圏域、市町協議会からの報告の他に、第1回協議会での報告事例（障害者虐待を受けた行動障害のある方の行き先が見つからず、1泊～2泊程度で短期入所を転々としている事例、本紙第108号に関連記事掲載）は、その後も変化がないことが報告されました。その打開に向けて、「県立施設による新たな機能發揮として、民間施設の利用促進を目的とした中期入所による利用者評価と支援の組み合わせのアドバイスの実施」について、また、「広域で短期入所を頻回に利用調整しなければならぬ方々の広域利用調整補助などのコーディネート機能の發揮」について、神奈川県障害者自立支援協議会に提言することにまりました。

新型コロナウイルス感染症関連では、第1回協議会で、新たに生じている地域課題と今後に向けた方策を取りまとめましたが、今回は、その後の取り組み状況を各委員・オブザーバーから書面で報告いただき共有しました。また、圏域内で実際に起こった以下の2つの事例を報告し、保健福祉事務所からコメントをいただいています。

- 【事例①】新型コロナウイルスの陽性者が出入施設の前からの対応経過を追う事例
今年度に入り感染症防止マニュアルを作り、保健福祉事務所から助言を受けて修正していたが、秋には実地検証により更なる助言を受け、職員体制と運営方法を見直していたため、陽性者が発生してから感染が拡大しなかった。対応を通じた学びが多かった。
- 【事例②】家族がコロナ入院し自身は陰性である重症心身障害の方が短期入所協力施設を利用できず、行き先が見つからずに他の陽性の家族が自宅でのケアにあたった事例
地域の関係機関がコロナ入院したご家族に代わり、ご本人のケアを引き受けようとして東奔西走したが、結果として障害福祉サービスで受け止めることができず、やむなく自宅療養中のご家族が、地域関係者からの電話サポートでのしのがざるを得なかった。

事例②は、神奈川県障害者自立支援協議会に対し、「家族がコロナ入院した際に陰性の重症心身障害のある方が利用できる短期入所協力施設の設置」を提言することになりました。